

平成24年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成24年3月12日）

議事日程（第2号）	33
日程第1 一般質問	36
1. 垣内秋弘 議員	36
2. 今西久美子 議員	44
3. 安本修 議員	58
4. 原田周一 議員	62
5. 森田木一 議員	69
6. 上林昌三 議員	81
日程第2 議案第32号 平成23年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）	83
日程第3 議案第33号 平成23年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	83
日程第4 議案第34号 平成23年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	83
日程第5 議案第35号 平成23年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）	83
日程第6 議案第36号 平成23年度宇治田原町奥山田簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	83
日程第7 議案第37号 平成23年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	83
日程第8 議案第38号 平成23年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）	83

平成24年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年3月12日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 垣内秋弘 議員
2. 今西久美子 議員
3. 安本 修 議員
4. 原田周一 議員
5. 森田木一 議員
6. 上林昌三 議員

日程第2 議案第32号 平成23年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)

日程第3 議案第33号 平成23年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

日程第4 議案第34号 平成23年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第35号 平成23年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第6 議案第36号 平成23年度宇治田原町奥山田簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第37号 平成23年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第38号 平成23年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)

1. 出席議員

議長	12番	西谷信夫	議員
副議長	1番	青山美義	議員
	2番	原田周一	議員
	3番	今西久美子	議員
	4番	安本 修	議員
	5番	上林昌三	議員

6番	田中修	議員
7番	弦川孝治	議員
8番	森田木一	議員
9番	森山高広	議員
10番	垣内秋弘	議員
11番	下岡周之	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	奥田光治君
副町長	坊嘉宏君
教育長	西出維久雄君
総務課長	大江輝博君
企画・財政課長 (理事)	野間雅彦君
企画・財政課 企画政策担当課長	馬場浩君
会計管理者兼 税務・会計課長(理事)	田和武君
戸籍・保険課長	中辻正君
福祉課長	谷口眞有美君
健康長寿課長	谷村富啓君
建設・環境課長	光嶋隆君
産業振興課長	木元保男君
上下水道課長	野田泰生君
教育次長	久野村觀光君
教育課長	上野照雄君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 局長 山下 康之 君
庶務係 局長 廣島 照美 君

開 会 午前10時00分

○議長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

会議を始めます前に、3月8日の議会運営委員会で協議されましたことを御報告申し上げます。

お手元の議事日程にありますように、一般質問の後、7議案が追加提案されます。

採決は16日になる予定でありますので、御報告を申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（西谷信夫） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。10番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○10番（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、10番、垣内秋弘が質問いたします。

2件ございますが、まず1件目は、教育問題についてお聞きいたします。

新学習指導要領の実施に当たっては、平成21年度から2年間の移行措置期間を経て、小学校においては平成23年度より全面実施されました。小学校における準備段階においては、時間の経過とともに問題、課題も表面化されまして、最終段階で授業時数を確保するために、夏休みの短縮等を実行しながら全面実施後、1年間が経過しようとしています。今回、改定されている特徴では、基礎的な知識、技能の習得、思考力、判断力、表現力の育成とあわせ、子供の豊かな心と健やかな体をはぐくむために、道徳教育や体育を充実するねらいがありますが、小学校において全体的に見て現状をどのように評価されているのか、成果を伺います。また、新たな問題、課題は浮き彫りになったのかお伺いしたいと思います。

そこで、平成24年度から中学校が全面実施されますが、移行措置期間を経て、スムーズな全面実施が図られるよう、現状、万全な体制にあるのかお伺いしたいと思います。

一方、武道必修化する中学校の新学習指導要領が来年度から本格実施されることになりました。現行の中学校学習指導要領では1年生で武道またはダンス、2、3年生は球技、武道、ダンスのうち2つを選択して履修することになっています。

近年の子供の体力低下、若年層におけるモラルの低下や少年犯罪の増加など、社会情勢の変化を受け、平成18年12月に教育基本法が改正され、健やかな身体を養うこと

を目指した取り組みがなされ、平成20年の3月に改定された新学習指導要領で選択の幅も広めて体力づくりに取り組まれてきたと思います。また、今回の特徴は、男子も女子も武道、ダンスの必修化を履修することになりますが、今回、武道を主眼に置いた取り組みがされることについて、教育長としてどのように受けとめをされているのかお伺いいたします。

武道の中で、柔道、剣道、相撲の中から選択するのは各学校の判断とされております。そういったことで全国の公立の中学校約9,800校のうち、約6,500校の66%が柔道を選択すると言われております。府内においても、柔道を選ぶ中学校が圧倒的に多いと聞いております。維孝館中学校も例に漏れず、柔道を選択されると伺っております。どの競技を導入するにあたって、ハード面、ソフト面の物心両面において最低限の条件整備が必要ですし、環境づくりも大変重要であります。実施施設、用具等々、準備状況についてお伺いしたいと思います。

また、新学習指導要領において、全体授業時数で単純に比較しても100時間強が増加すると思いますが、どのように対応していくのかお伺いしたいと思います。

2件目は、町のイベント行事についてお伺いしたいと思います。

現在、文化センターでさまざまなイベント行事が開催されております。その時々の内容により主催は異なりますが、担当する当事者は懸命に努力されております。にもかかわらず、入場券を発行するような行事、事業を除いて、入場者の少ないときが往々にして発生いたしております。会場が大き過ぎて開催内容との不一致なときも一部ありますが、全体的にもう少し何とかならないものかと思うときもあります。この現象はだれが悪いとかというのではなく、その都度、行事が終了した時点で満足感だけで過ごしているのではないかというふうに思うわけでありませぬ。

私の思いは、形だけをつくり上げるのが目的ではありませんが、同じ手間暇かけて実施するにしても、余りにも貧弱な取り組みになっては実行側のやりがいにつながりませぬし、内容によっては、一人でも多くの方々に見ていただき聞いていただくことが大変重要であると考えませぬ。おのおのの行事ごとに成果、反省、次につなげるための問題、課題を整理しておかなければなりませぬが、現状をとらえてどのような判断と評価をされているのかお伺いしたいと思います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 町長。

○町長（奥田光治） 皆さん、おはようございます。

本日は、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しいところ、3月定例会におけます一般質問ということで御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

本日は、6名の議員から一般質問をいただくこととなっております。御質問の内容が多岐にわたっておりますが、可能な限り明確な答弁に努めてまいりたいと存じますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま御質問をいただきました垣内秋弘議員の御質問につきましては、各担当者のほうから御答弁をさせていただきます。

○議長（西谷信夫） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） おはようございます。

まず、垣内議員の御質問にお答えいたします。

今年度から小学校におきましては、新しい学習指導要領に基づく教育課程を編成し、日々の教育を実践してきたところでございます。御承知のとおり、今回の学習指導要領改訂は、平成14年の学校週5日制の完全実施を踏まえ、授業時間数の大幅な削減等が行われた指導要領の改正以来、9年ぶりに行われたものであります。新学習指導要領に対応する教育課程の編成に当たりまして、大きく3点を踏まえるよう学校現場を指導してまいりました。

1つ目は、基礎的な知識、技能と思考力、判断力、表現力の育成というそれぞれの力をバランスよく伸ばさせること。2つ目は、児童・生徒がつまづきやすい内容を確実に習得させるための繰り返し学習、観察・実験やレポート作成など、思考力、判断力、表現力の育成につながる指導時間数を確保すること。3つ目は、確かな学力を身につけた心豊かで健康な児童・生徒の育成を目指す9年間を見通した系統性のある小中連携・一貫教育につながるものであることとあります。

このような観点を踏まえ、編成されました教育課程の実施により、学校現場では、教員一人一人が授業の工夫、改善の必要性を意識し、ICTの利活用等に係る授業公開も積極的に行うようになりまして、児童一人一人の学習意欲の向上が見られるようになってまいりました。

また、今年度、新たに導入いたしました中学校音楽専科教員の小学校への派遣、理科支援員による理科実験や観察の支援、ALT、外国語補助教員と学級担任とのティームティーチングによる外国語活動の円滑な実施、学力充実補助教員等の効果的な活用も児童の基礎学力の定着と思考力、判断力の伸長につながったと分析いたしております。

今年度末に実施いたしました小学校の学校評価では、学習が楽しいと答えた児童が前年度比5%増加するなど、教員の授業改善の取り組みの成果が出てきております。また、コンピュータを使った学習や校外へ出での体験学習、理科の実験や観察が好きと答えた児童も着実にふえるなど、新学習指導要領の趣旨を生かした教育実践が学校現場で定着しつつあります。

新学習指導要領完全実施の初年度の小学校におきましては、昨年、町立小中学校の管理運営規則を改正し、夏休みの日数を5日間短縮することにより、ゆとりをもった教育課程を編成でき、インフルエンザ等によります学級閉鎖にも対応でき、授業時間数の不足など、今のところ教育課程実施上の大きな課題は発生いたしておりません。

しかし、みんなの前で音読することなど、読書活動の分野で課題もあり、読書好きの子供を一層ふやす取り組みを促していきたいと考えております。

今後、さらに、各種情報機器等を活用した、わかりやすく子供たちの目が生き生きと輝く授業ができるよう、教職員の指導力向上を目指す研修会の実施と授業公開日をふやすなど、開かれた学校づくり、地域の人材を有効活用した地域学習等の充実を図ってまいります。

次に、中学校におきましては、平成24年度、この4月1日から、新学習指導要領に基づく教育課程を全面実施する予定でございます。

中学校に対し、これまで平成24年度の全面実施に向け、取り組み課題として大きく3点を指導してまいりました。1つ目は、生きる力をはぐくむ新学習指導要領の趣旨を踏まえた年間指導計画を作成すること。2つ目は、指導内容の確実な定着を図るため、実質的な授業時間数を確保すること。3つ目は、質・量ともに充実されました分厚くなりました新教科書への対応、特に、教材教具を事前に準備することであります。

1つ目の年間指導計画につきましては、既に昨年採択されました新教科書に応じた年間指導計画の作成のため、綴喜地方公立中学校教育研究会の先生方が中心となり、各教科の年間指導計画を作成したところでございます。現在、各中学校で地域実態に応じたものを作成するため、維孝館中学校でも教務主任と各教科主任の先生方が最後の微調整をしているところでございます。

2つ目の授業時間数の確保につきましては、小学校と同様、夏休みの短縮により、年間授業日数は実施前の平成22年度と比較して、各学年とも7日間増加いたしてまいります。各学年、35時間増の教科の授業時間数の増加に十分対応することができると考えております。

3つ目の、分厚くなった教科書に対応した教材・教具の準備であります。特に、数学、理科等を中心に新しく導入されました単元に必要な教材教具の購入は、学校現場と連携し、既に発注済みでございます。

教育委員会といたしましては、生徒の学力向上を目指すには、第1に学習に専念できる落ち着いた学習環境をつくること、第2番目に、わかりやすく魅力ある授業を教師が徹底して工夫すること。第3に、生徒自身が家庭学習の習慣化を図り、家庭での学習時間をふやすことが大切と考えております。

次に、武道の必修化でございますが、全学年において、柔道、剣道、相撲の中から1つを選択し履修することになりました。武道の学習を通して、単に勝敗を争うのではなく対戦相手を尊重し、礼を重んじる我が国の伝統的な行動様式を学んでほしいと願っております。

京都府内におきましても、約90%の中学校が柔道を選択する予定の中、維孝館中学校におきましても柔道を選択することになりました。維孝館中学校においては、移行期間におきましても、女子を含め柔道を選択し実践してきた経緯もありますので、比較的スムーズに導入できるものと考えております。

授業時間数の増加につきましては、各学年とも年間35時間が増加することとなりますが、週単位では28コマから29コマとなります。1コマふえますが、今年度から先行実施いたしておりますので、特に問題はないと考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 大江総務課長。

○総務課長（大江輝博） 各種のイベント行事についてでございますが、御質問にもありますとおり、本町では、文化・芸術活動の拠点であります総合文化センターを拠点にさまざまな生涯学習事業に取り組んでいるところであり、町内外より多くの方々に御利用をいただいております。

今年度は2月までの間に総合文化センター、さざんかホールにおいては、自主事業をはじめ行政関係や一般などの貸し館での事業など、合わせて約50のイベントが開催されており、約1万1,700名の方々に御来場いただいております。

ホール自主事業については、総合文化センター運営委員会企画調整部会においてイベント内容の検討を行っていただき、企画、立案をしていただいているところであります。また、行政が主体となったホールを活用した事業においては、広報紙や新聞などをおしてPRを行い、できるだけ多くの方に自己学習、自己啓発につながる生涯学習活動と

して御活用いただいています。

しかしながら、今日言われています職業形態や業務の変容に伴う休息日の変動など、以前と比べ、個人の生活様式や考え方の変化とともに、インターネットや情報端末の普及等により趣味や好みの細分化をはじめ、多様化する価値観などの影響もあり、ホールの入場者数は平成8年の開館時の約1万6,000人から比べ、現在26%減となっています。

町といたしましても、そうした点を踏まえ、イベント開催時にはアンケートを実施するなどいたしまして、自主事業などの企画、立案に反映しているところです。今後とも、さらに多くの方々に御参加いただけるようなテーマの設定や方法などについて検討する中で、効果的にイベント行事を実施してまいりたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問を行います。

まず、教育関係でございますが、先ほどから話が出ております武道であります。これはすなわち、柔道が必修化されることにより、指導者であります教師においても経験不足という部分もあろうかと思われませんが、指導者養成をはじめ、指導法をさらに幅広く検討し、柔軟な思考で指導方法を工夫することで、教師もまた生徒もリラックスした安全な授業を行うことが非常に重要であるというふうに思います。

今、先生方の指導体制や研修等にもかなりの温度差があると言われておりますが、維孝館中学校は問題ないのかお伺いしたいと思います。

また、年間どれぐらいの時数を導入されていくのかお伺いいたします。

○議長（西谷信夫） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 2回目の御質問にお答えいたします。

新学習指導要領では、保健体育の年間指導時数が各学年とも90時間から105時間に増加するとともに、武道が必修化されるなど、体育指導の充実が図られたところでございます。

平成21年度の移行期間1年目から、京都府教育委員会では、新学習指導要領につきまして、すべての保健体育科教員が改正の趣旨、内容を理解できるよう説明会や実技講習会を開催し、町立中学校の保健体育科教員も参加してきたところでございます。

移行期間中におきまして、町立中学校に対応を求めたことは、第1に、保健体育科教員が新学習指導要領の理念をしっかりと研修すること。第2に、武道を取り入れた保健体育科の新しい年間指導計画を作成すること。第3番目に、新たに導入されます柔道の

安全面を配慮した指導方法を工夫することであります。いずれの項目も、本町立中学校におきましては、移行期間中の平成21年度から23年度の3年間で、実技講習の受講も含め、ほぼ達成しているところでございます。

次に、平成24年度の武道、柔道の年間配當時数であります。町立中学校の年間指導計画案では、各学年とも9月の第3週、4週に武道を8時間程度計画いたしております。

今後とも、教育委員会といたしましては、町立中学校に対し、柔道の指導に際し、生徒間で危険な技をかけ合わないよう指導を徹底するよう、担当指導主事を通しまして指導助言をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） 柔道というのは非常に危険を伴うということで、安全面を考えたときに、中学校におけるスポーツの事故の中で、柔道は他競技に比べまして重大事故で、これは死亡事故でございますが、10万人当たり2.38人、けた外れに多い数字が出ております。ちなみに、他の例では、バスケットが0.37人、サッカー、野球が0.27人ということで推移しておりますが、これ言いかえますと、柔道はそれだけ危険度が高いというふうに言えると思います。当然、個人差もありますし、不向きな人もいるでしょうし、一律的に判断できませんが、実践では基本を忠実に、受け身を基本にした取り組みこそが非常にポイントになるというふうに思うわけであります。

重大事故のなくなる1つの要因は、安全配慮に欠けた指導者の姿勢があるというふうに言われております。重大事故に多い頭部の損傷は、頭部を直接打たなくても、脳が激しく揺さぶられることで起きる場合があります。これ、加速損傷と呼ばれる症状がありますが、これまで指導者の多くは、そうした認識はなく、起きた場合の対処法も認識していなかったというふうに言われております。

そこで、安全面を重視しての教育方針をお伺いしたいと思います。また、柔道着をそろえるとなれば保護者たちの負担がかかるわけですが、補助等につきましては考えておられるのか、お願いしたいと思います。

○議長（西谷信夫） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 第3回目の御質問にお答えいたします。

新学習指導要領では、柔道の指導に際しまして、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技、得意技を用いて相手を崩したり、投げたり、抑えたりするなどの

攻防を展開することというふうに示されております。このように、柔道を選択した場合、相手を崩したり、投げたりする指導内容があり、保健体育科教員には生徒の安全に十分配慮した指導が求められております。

議員御指摘のとおり、柔道の練習中での重大事故の発生率は、他の競技と比較しても高い数値が出ております。教育委員会といたしましては、まず、施設面での安全対策として、通常用いております畳から、より安全なジョイント式の柔道マットを購入したところでございます。これによりまして、生徒が技をかける際、従前の畳を使用したときによく発生しておりました畳のずれによる足首のひっかかりを防ぐことができ、正しく技をかけることにより事故防止に役立つというふうに考えております。

本町立中学校の保健体育科教員は、2人とも有段者でもありますが、既に、府教委主催の講習会におきまして、特に頭部の損傷につながる危険な技は使わないよう指導を受けておりますので、安全面に配慮した指導ができると考えております。

私は、重大な事故は、指導教師がほんの一瞬、生徒から目を離したときに起きやすいと考えております。特に授業の開始前、あるいは終了後に、ふざけ半分で生徒が無理矢理技をかけたときに重大事故が発生している事例もあり、授業開始前後の授業規律の確保も含め、指導を徹底したいと考えております。

なお、柔道着の購入につきましては、就学援助を受けている生徒に対しましては、保護者負担の軽減を図るため体育実技用具費を計上しております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） いずれにいたしましても、男性も女性も全員ということでありまして、初めてそういった柔道をされる方もいらっしゃると思いますので、安全面につきましては、とにかくセーフティーファーストでひとつよろしくお願ひしたいと、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、イベント関係の第2問目に入っていきたいと思います。

イベント内容によっては、関係する人が中心になっている部分がありますが、PRをもう少し行っておけば、もっと人が集まるという場合もあったというふうに思っております。一概には言えませんが、人が多く集まれば、それで半分は成功だという見方をする人もいますが、まさに現代社会において、人を集めることは非常に難しい、集めること自体難しい部分もあります。また、全職員の意識の高揚と前向きで熱意を持った姿勢により変化を来すのではないかとこのように思いますが、今後、さらなる動員に工夫を

凝らした取り組みや職員への指導徹底等を行い、いつも何事にも一丸となった取り組みが重要ではないかと考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西谷信夫） 大江総務課長。

○総務課長（大江輝博） 御指摘のように、現代社会においては、集客自体が困難な状況にあり、PR活動を積極的に進めても、すべてのイベント行事が満席になるのは難しくなっています。職員への周知については、担当課はもちろんのこと、自己研さんや自己啓発の観点から参加の呼びかけを行っているところであり、内容によっては多数の職員も参加をしております。また、自己啓発のための学習活動を個人的に進めている職員もあり、勤務時間外の行事においては強制はできませんが、今後とも職員参加の周知を図ってまいりたいと考えております。

○10番（垣内秋弘） 終わります。

○議長（西谷信夫） これで垣内秋弘君の一般質問を終わります。

引き続きまして、3番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○3番（今西久美子） 3番、今西久美子です。通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、保育所についてお聞きをいたします。

まず、来年度のクラス編成についてです。

宇治田原町立保育所では、ここ数年、3歳、4歳、5歳児の入所者数が減り、今年度はすべてで1クラスの編成となっておりますが、1クラスの定員を超えている状態であります。また、ゼロ歳、1歳、2歳児につきましては、年々入所者数がふえ、こちらも当初の定員を大幅に超えております。1クラスの人数が多いことについては、保護者の皆さんからも不安の声が聞かれるところではありますが、来年度のクラス編成についてどのようにお考えでしょうか。お聞きをいたします。

次に、保育士の職員体制についてお聞きをいたします。

保育所職員のうち、臨時職員などの非正規職員はどれぐらいおられるのでしょうか。保育士は乳幼児の日々の発達にかかわる専門職であり、保育経験、父母との信頼関係、集団としての力量等々が求められております。安定した雇用なくして、本来の役割は果たせないのではないかと考えますが、非正規保育士の正規化を求めたいと思います。この点いかがでしょうか。

次に、大きな2点目として、防災問題についてお聞きをいたします。

1点目は、昨年の災害の教訓を生かす防災対策の強化についてであります。

東日本大震災から、きのうでちょうど1年がたちました。各地で追悼の取り組みも実

施をされ、テレビの報道番組などを見ていまして、改めて自然の脅威、被害の大きさを感じるとともに、被災された方々の苦しみ、悲しみに思いをはせたところでもあります。また、去年は、地震だけでなく、台風や豪雨による被害も非常に大きく、多くの方が被災をされました。改めて、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、今なお厳しい避難生活を強いられている皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うところでもあります。

さて今、これらの災害の教訓を風化させることなく十二分に生かし、防災対策を強化して、もしもの場合に備えることが求められていると思います。そこで、次の点についてお聞きをいたします。

まず、地域防災計画の見直しについてであります。見直しにつきましては、この間の答弁でも、また先日の町長の施政方針の中にもございましたけれども、これまでの取り組み、町としての課題、また今後の見直しスケジュールについてお聞きをいたします。

次に、防災訓練についてです。

各地区で自主防災会なども組織をされ、定期的に防災訓練が実施をされておりますけれども、訓練に際し、町としてどのような支援、援助を行っていただいているのかお聞きをいたします。

次に、学校におけます避難訓練のあり方と警報時の対応についてお聞きをいたします。

この間の災害の教訓として、避難訓練や災害時の防災マニュアルの重要性が指摘をされているところです。各小中学校における避難訓練のあり方、防災マニュアルについてどのように見直し、強化をされたのかお聞きをいたします。

2点目は、木造住宅耐震改修工事への助成拡充についてであります。

木造住宅につきましては、耐震診断及び耐震改修工事に対し補助金を交付する事業に取り組んでいただいておりますが、本年度の実績について、まずお聞きをいたします。

また、京都府としては来年度から、簡易な耐震改修、例えば、屋根がわらをスレート屋根にして軽量化を図ったり、骨組みの間に斜めに部材を入れる筋交いなど、明らかに耐震性が向上する改修工事に対しまして耐震診断をしないでも助成をするなど、耐震化の取り組み支援を強化するとしています。町としても助成の拡充を求めますが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口眞有美） 本町の保育所の各年齢別の定員は、ゼロ歳児が5人、1歳児

10人、2歳児15人、3歳児50人、4歳児、5歳児はそれぞれ60人の合計200人となっております。本町の入所児童の現状につきましては、3歳未満の低年齢児の入所希望が多く、とりわけ低年齢児のクラスは定員を上回る児童を受け入れる状況にあります。そのため、国が示す児童1人当たりの最低基準面積を確保し、保護者の入所希望に沿えるよう、部屋のレイアウトを工夫することにより、可能な限り、子供の受け入れに努めながら保育を行っております。

一方、3歳以上の高年齢児につきましては、定員内に収まっておりますが、基準面積も確保できております。さらに保育環境の充実を図るため、保育士の配置をどのクラスも2人ずつとし、なおかつ行動などが気になる児童がいるクラスについては、別に保育士加配するなど、児童一人一人にきめ細やかに目が届くよう配慮を行っております。

御質問にありました来年度のクラス編成ですが、低年齢児につきましては、本年同様に国の面積基準を確保しつつ、安全で快適な環境の中で生活ができる工夫を行ってまいりたいと考えております。また、高年齢児につきましては、3歳児で保育士1人当たり児童おおむね20人、4歳児、5歳児では30人という国の基準に基づき、3歳児の入所希望者が38人という状況から2クラスとします。また、4歳児36人、5歳児37人の入所予定であり、それぞれ1クラスとしますが、保育士につきましては、本年同様に2名ずつの配置とし、きめ細やかな保育環境の維持、確保を図ってまいります。また、保育の内容によっては、少人数保育や一斉保育を行い、臨機応変な対応を図っていく予定です。

次に、来年度の保育士の職員体制についてですが、現在、正職の保育士は所長を除くと9人です。それ以外に、1日当たりの保育士は、常時勤務している臨時保育士が9人と、職員の休暇や時差出勤の代替による臨時保育士が7人、看護師が1人、朝夕の短時間勤務や昼休みの交代要員の保育助手が3人という形で保育を行っております。

臨時保育士についても、保育士の資格を有し、配置基準に則し適所に配置しておれば雇用の形態は問題ないとされておりますので、本年度と同様、園児の状況に応じて保育士を適正配置し、保育内容の充実と安全保育の確保に努めてまいります。

また、昨今の保育士には、保護者に対する支援も含めた上での保育が求められており、各種研修も踏まえ、正職の保育士はもちろん、臨時保育士であっても保育に対する熱意はみな同じであるという認識のもとに、日々保育に従事しております。

○議長（西谷信夫） 大江総務課長。

○総務課長（大江輝博） 地域防災計画についてですが、現在の本町の地域防災計画は、

平成21年度から22年度にかけて改定を行い、地震想定や、田原川浸水想定などに加え、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定に伴い、見直しを図ってきたところです。

御質問にありましたように、昨年は東日本大震災や、台風12号などによる大規模災害が発生したことなどから、国や京都府におきましても、防災計画などの見直しが行われているところです。

こうしたことから、本町におきましても、国、府の見直し状況を踏まえまして、平成24年度に計画見直しを実施することとしています。改定に当たりましては、東日本大震災や台風12号などによります大規模災害を踏まえ、複合災害対策や支援を受ける場合の受援対策、集中豪雨対策をはじめ、福祉避難所や備蓄物資の整備等についての見直しを予定しています。

なお、上位計画であります国の防災基本計画や京都府地域防災計画との整合を図るとともに、消防署、警察署、京都地方気象台等の関係機関と連携を図りながら、本町の実態に則した計画内容としてまいりたいと考えています。

次に、各地区自主防災会の訓練に際しての支援、援助についてですが、現在、町内10地区において自主防災会が立ち上げられ、それぞれ地区ごとに訓練を実施されています。阪神淡路大震災などの大災害時においては、道路の寸断などで、消防車や救急車が被災場所に到着できない中、隣近所や地域の方の助け合いにより多くの方が救助されたことから、日ごろからの地域のつながりは何よりも大切なものとなっています。

本町におきましても、自分たちの地域は自分たちで守るという共助精神に沿い、これまでから各地区で積極的に自主防災会が組織され、活動をいただいていたところです。町では、自主防災会設立に際して、必要とされる資機材整備について補助するとともに、実施される訓練には計画段階から担当職員が参画するなど、訓練内容の相談や周知、準備に至るまで、消防宇治田原分署や消防団とも連携しながら支援をしています。

自主防災会の訓練は、災害時の避難誘導訓練や炊き出し訓練、土のうづくり、消火訓練など幅広い内容で地域ごとに工夫されながら実施されています。実際の訓練では、町職員が防災マップを活用しながら土砂災害警戒区域についての説明や災害時の非常持ち出し品の周知など、防災意識の向上に努めているところです。

なお、今後においては、地域防災の担い手育成を目的として、防災士の資格取得を促進する地域の防災士養成事業に取り組み、地域防災組織の拡充など、災害に強いまちづくりを進めていくこととしています。

○議長（西谷信夫） 久野村教育次長。

○教育次長（久野村観光） それでは、学校におきます避難訓練につきましては、各学校とも学校内で組織する安全担当を中心に地震、風水害等の種別ごとに実施をしておるところでございます。

避難誘導等に係る訓練をはじめ、事前指導といたしまして、訓練の目的や想定を理解させることによって、落ち着いて迅速に身の安全を守ることの指導もあわせて行っているところでございます。子供たちが生活する学校内の各場所での対応もあわせて指導を行う中で、安心・安全な学校生活が送れるようにしておるところでございます。

また、警報発令時の対応につきましては、平成22年5月27日以降、気象庁が気象警報等を発表する際の対象地域が山城中部から市町村ごとになったことに伴い、町内の小中学校において統一した基準として、登校前の午前7時現在において宇治田原町に大雨等いずれかの気象警報が発令されている場合は自宅待機とし、午前10時までに警報が解除された場合は、小学校においては集団登校としておるところでございます。また、午前10時までに警報が解除されない場合は、臨時休校の措置をとっておるところでございます。登校後の警報発令につきましては、大雨、暴風等の気象状況を判断する中で、安全に登校させる指導を行っておるところでございます。

一部、警報発令時において、学校と保護者間における統一的な調整が図られていなかったことが報告されておりますが、子供たちの安全を一番に考え、学校が気象状況を判断する中での最善の措置をとっておるものと考えております。

また、保護者への緊急連絡体制等につきましては、年度当初に調査を行っておるところでございますが、保護者の皆さん方すべてに同じ理解が得られるよう、重ねて指導するよう指導しておるところでございます。

また、今回の震災後に本格運用いたしております各小学校のお知らせメールを広く住民の方々に周知する中で、適切な指示事項の伝達に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

防災マニュアルにつきましては、各学校において見直しの検討を行っている段階でございます。本町で想定できる災害についての避難訓練等も含め、今後、策定に向け協議を行っていくこととしております。

○議長（西谷信夫） 光嶋建設・環境課長。

○建設・環境課長（光嶋 隆） 木造住宅耐震改修工事への助成拡充について答弁申し上げます。

昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災によって防災に対する意識も高くなっており、そうした影響もあるのではと分析しておりますが、本年度における耐震診断の申し込みは8件ございました。本年度の受け付けは既に終了しておりますが、新たに御相談に見える方もいらっしゃるようで、次年度以降も引き続き受診いただけるようにしてまいりたいと考えております。

なお、耐震診断結果を説明すると同時に、耐震改修工事の周知を行い実施を呼びかけておりますが、耐震改修工事に対する申し込みはございませんでした。これは、既に耐震診断を受診していただいていることが前提条件となっており、本町の場合は、受診件数そのものが少ないため、改修工事に取り組んでいただける方も少ないのではと分析しております。

今後は、受診者そのものが増加している背景もございますので、希望される方も出てくるのではないかと考えております。

また、御指摘のように、京都府におかれましても簡易な耐震改修も対象にされる予定ですが、本町における新たな助成は考えておりません。耐震化本来の改修工事に対しましては、町負担分の上乗せを実施しているところであり、こちらの利用がいただけるよう周知など図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、まず耐震診断を受けていただくことが大前提となりますので、広報やPRに努めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） それでは、保育所問題につきまして、2回目の質問をいたします。

まず、クラス編成について、特に3、4、5歳児の幼児につきましてお聞きをしたいと思います。

来年度、3歳児につきましては、38人ということで2クラスにさせていただくと、4歳児については36人、5歳児は37人で、1クラスずつという御答弁がありました。4、5歳児は一応1クラス30人という定員であるというふうに御答弁もありましたけれども、補助の先生をつけていただくということですが、事務的な対応とか、保護者との面談、また、普段の保護者とのやりとりなどについては担任の仕事となってまいります。これ、非常に人数が多いことで負担が大きいんじゃないかというふうに思います。

ちょっと先日、年中さんのクラスを見せていただいたんですけども、先生がほかの

子供さんの対応をしている間、こっちではいすのとり合いが起きていたり、順番にトイレに行くということでもありましたけれども、順番を待たないかんと。何をするにも非常に時間がかかって、その間、いろんなことが起こっているという状況が見受けられてまして、やっぱりちょっと多くて大変だなというふうな感じがいたしました。

保護者の皆さんからは、1クラスの人数、非常に多いけれども大丈夫かなという声や、上の子供さんを預けておられたところに比べまして、先生に余裕がないんじゃないかという感じを受けていると、そういうお声もお伺いしております。子供たち一人一人に寄り添った対応、安全で本当に保護者が安心をして預けられるように少人数での保育を望むと、こういうお声をるるお聞きをしているわけです。

2階には、教室も2部屋ずつありますし、4歳児、5歳児、2クラスに分けたとしても対応は可能だというふうに思います。今、小学校でも30人程度学級ということが言われております。子供たちの安全面、1日の本当に多くの時間を過ごす保育所での落ち着いた環境を確保する上でも、私はクラスを分けて少人数での保育をすべきであると考えますが、どうでしょうか。

保育所としては、本当に御答弁にもありましたように、いろいろと工夫をしながら頑張っていただいております。この間、行革の名のもとに、全体的に人件費が大きく削られてまいりました。これは予算書を見ても明らかなわけですが、今の保育所が開所した当初、平成14年、15年あたりを見てみますと、正規の保育士さんは14人おられました。それが来年度9人ということですがけれども、もちろん、開所当時は幼児も非常に多くて200人を超える子供たちが通っておりまして、一概には言えないとは思いますがけれども、それでも、乳児にしる、1つの学年に複数の正規職員がいたということもございました。臨時職員であつても保育に対する情熱は皆同じと、こういう御答弁もありましたけれども、やはり給与面や待遇面では正規職員とは随分差があるわけです。

先ほども言いましたけれども、将来の宇治田原町を担う子供たちにかかわっていただく保育士さんにつきましては、できるだけ安定した雇用形態でこそ、本来の役割が果たせるものであり、行革とは相入れないものがあるかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（西谷信夫） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口眞有美） クラス編成に対する国の特別な基準はございません。来年度、4歳児、5歳児については1クラスとします。4歳児、5歳児の子供たちは集団意識が芽生えてくるころであり、子供たちの発達段階を考慮する上で、集団保育や必要に応じ

て少人数の保育を行っていくというやり方は現場の声を十分に反映したものであり、その上で、保護者の不安を取り除くためにも安全面に配慮し、職員体制も2人としていきます。したがって、クラスには必ず正規職員と保育士資格のある臨時保育士の配置となります。

保育所が2カ所から1カ所になった平成14年当初、211人いた児童も年々減少し、来年度は177人の入所予定であります。児童数の減少に伴って保育士が減少していきますが、必要なところに保育士を配置していくということは、最優先に考えているところでもあります。行革の観点には当たらないものであります。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） この間、保育所につきましては延長保育の実施や、また待機者を出さずに希望する子供の大半を受け入れていただいていると、当初についてはすべて受け入れていただいているということについては十分承知をしているところです。行革には当たらないというところもありましたけれども、私はやっぱり何よりも子供たちの安全を願い、健やかな成長を願うところでもあります。保育所現場のさまざまな努力、また、保護者の願いにこたえる行政のさらなる対応を求めておきたいと思います。

次に、防災問題につきまして、御答弁はいろいろありましたけれども、私自身が課題ではないかと思うところにつきまして、何点かお聞きをしたいと思います。

まず、緊急災害情報や避難準備情報、避難勧告、避難指示などの伝達方法についてです。

避難勧告、避難指示がおくられて大変な被害が出たというそういうこれまでの例もあるわけですが、地域防災計画では、この伝達方法については、広報車による巡回、また、消防団による警鐘やサイレン、区自主防災組織等による個別巡回等ということになっておりますが、これでは、なかなか瞬時に対応することはできないのではないかと思います。中には、アマチュア無線局に協力を要請するということがあったわけですが、アマチュア無線局が本当に把握ができていて、実際に協力をいただけるかどうか、その辺も非常に心配な部分であります。

情報の伝達方法については、本当に早急に検討をし、整備をすべきだというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

それと、関連をして、情報を住民が受け取る1つの手段として、緊急速報エリアメールというのがございます。気象庁の緊急地震速報や、国や自治体の災害避難情報を携帯電話で個々に受信をすることができるものであります。現在、宇治田原町では、NTT

ドコモだけが利用できるということになっておりますけれども、auやソフトバンクでも配信をされているところですので。これらも利用できるようにすべきだと思いますが、どうでしょうか。

それから、要援護者の避難誘導についてもお聞きをしたいと思います。

既に、要援護者、災害の際に援護が必要な方の名簿等も整備を進めていただいておりますし、また防災訓練でも、車いすを使った避難訓練等も実施をいただいております。しかし、実際に本当に災害が起きて多くの要援護者を避難させるとなると、これは本当に大変なことだというふうに思います。プライバシーの問題等々、非常に難しい問題かとは思いますが、本人の了解も得ていただいた上で、この名簿を地域で共有をして、町内会の班単位ぐらいでのきめ細やかな対応、これが必要ではないかというふうに思うわけですがどうでしょうか。

それと、防災計画の見直しについては、来年度予定をいただいております。当然、町の防災会議において議論決定されることになるわけですね。防災会議のメンバーは、教育長、警察官、消防団長のほか、すべて府や町、指定公共機関の職員さんと、その他、町長が必要と認める機関のこれも職員ということになっております。

しかし、私は、この見直しに当たっては、もちろんこういう専門的な知識を有しておられる方々の役割、非常に重要だと思うんですが、これはこれでいいんですよ。ただ、日ごろから大変御苦勞をいただいております自主防災組織や自治会、区の役員さん、さらには、実際に要援護者を一軒一軒回って状況を確認していただいた民生委員さんなどの意見や視点こそが住民の立場、住民の目線ということになるのではないかと、こういう声をぜひ見直しに反映していただきたいというふうに思いますが、その点、どうでしょうか。

それから、学校での防災に関する取り組みについてもお聞きをしたいと思います。

昨年の東日本大震災では、これは1つの例ですけれども、石巻市の大川小学校で、児童108名のうち、70名が亡くなるという非常に悲惨な事態がありました。迎えに来た保護者への対応や、児童の名簿の照合に大変時間がかかったということ。大川小学校だけが二次避難場所を決めていなかったことなど、やはり日ごろの避難訓練のあり方や災害時の防災マニュアルの不備などが指摘をされております。石巻市の教育委員会も、指導はしていたけれども点検をしていなかったということでありました。もっと条件の悪い近隣の小学校では、3階までの津波を被りながら、学校にいた全児童が山に登って無事だったと、こういうことも報道されております。

この教訓から、やはり日ごろの避難訓練や防災マニュアルの重要性というのは本当に明らかではないかと思えます。防災マニュアルにつきましては、今後、策定に向け協議を行っていただくということですが、宇治田原町で考えられるあらゆる災害や状況を想定した避難訓練、マニュアルづくり、私はこれもう早急に必要だというふうに思っています。ぜひ、学校とも十分御協議をいただいて、いざというときに備えていただきたいと思います。

これについては、昨年6月に府教委のほうから、学校安全における防災に関する取り組みの見直しについてという文書が出されているかと思えますけれども、チェックシートもつけて、非常に細かく学校で独自に見直すようにという指示のようですが、これの実行状況についてお聞きをしたいと思います。

○議長（西谷信夫） 大江総務課長。

○総務課長（大江輝博） 災害時の避難準備情報等の伝達手段についてですが、現在の地域防災計画では、広報車の巡回、消防団による警鐘やサイレン、吹鳴、個別巡回、そしてまた、区や自主防災会、交番所パトカーでも個別巡回を行うほか、テレビやラジオにより緊急警報速報などにより住民の皆さんへお知らせすることとしています。

現在、このほかにも、安心・安全メールや、緊急速報メール配信があり、携帯電話に知らせることが可能となっています。安心・安全メールは、あらかじめ登録された方に防災情報などを配信するもので、緊急速報メールは登録不要で、町内全域において緊急防災情報を受信できるサービスとなっています。受信対象者は、きょう現在ではN T Tドコモの携帯電話保有者ですが、ことし4月1日からはa u及びソフトバンクの携帯電話保有者にも新たに配信を開始することになっています。

なお、各地区の自主防災会、訓練時などにおいて非常持ち出し品の周知を行っているところですが、持ち出し品の1つであります電池式の携帯ラジオは、停電時にも有効な情報伝達手段の1つとなっているところです。

いずれにいたしましても、停電時には家庭のテレビは見られなくなり、土砂崩れが発生しますと道路の寸断などにより広報車が通れないなど、個々の伝達情報には限界がありますので、今後、地域防災計画の見直しの中で、検討していく必要があると考えています。

なお、アマチュア無線につきましては、今後、利用者数の調査を含め検討してまいりたいと考えています。

次に、要援護者の避難誘導についてですが、個人情報の取り扱いに関する協定書の締

結を交わした自主防災会等には、町から登録台帳を提供し、個々の避難支援計画書の作成を進めていただいているところでありますが、現状では、計画書の作成に時間を要しているところです。

ただし、地区におきましては、要援護者を想定し、担架や車いすを使用した避難誘導訓練を実施されるなど、避難体制の準備を進めていただいているところです。今後、さらに要援護者の把握に努めるとともに、各地区の実情に沿った支援計画書づくりに自主防災会等とともに取り組んでまいりたいと考えています。

地域防災計画の見直しについては、町防災会議におきまして審議いただくこととなり、京都府をはじめ消防団、町議会、区長会、宇治田原分署、警察署、自衛隊、NTT、関西電力などの関係機関を代表する幅広い方々から御意見をいただく予定です。

御質問にありました自主防災会や民生委員さんなどにつきましても、見直しに当たり、御意見が伺える機会を設けるよう検討してまいりたいと考えているところです。

○議長（西谷信夫） 久野村教育次長。

○教育次長（久野村観光） それでは、学校におけます防災対策についての2回目の御答弁をさせていただきたいと思います。

今回の東日本大震災では、地震や津波、原子力といった複数の災害が連鎖して発生したことから、学校現場においても甚大な被害をもたらし、従前の学校安全対策における課題が明らかになったところでございます。

日ごろから、児童・生徒の安全確保及び安全管理につきましては指導を行っているところですが、改めて安全対策の課題を明らかにして見直す必要がある場合は、改善を図っていくことが求められています。教育委員会といたしましても、京都府、教育委員会作成の指導マニュアルを活用し防災教育に当たるよう、各学校に指示をしているところでございます。

本マニュアルにつきましては、防災教育の充実を図るためにチェックシートが示されており、それぞれの項目により確認を行い、必要な項目に見落としがないかチェックするためのものであり、チェックは一度だけで済ませるのではなく、学期ごとなどに行うことが有効とされておるところでございます。各学校におきましてチェックする中で、従来より実施している項目が多い中、人数確認の方法、迅速性等について今回見直しを行い、徹底を図ったところでございます。

今後におきましても、各災害における地域特性等、実態に応じた実効性のある安全教育を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） それでは、防災問題について3回目の質問をいたします。

エリアメールにつきましては、4月1日から拡充をしていただくということでありまして、先ほどちょっと伺いましたが、機種に応じては設定が必要な携帯電話もあるということもお伺いをしました。この辺の啓発はぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それと、学校の問題で、警報時の対応につきまして、1回目の御答弁もお聞きをいたしました。昨年の9月の警報発令時の対応については、最善の措置であったという御答弁がございましたけれども、状況に応じてだと思えるんですけれども、子供たちを確実に安全に自宅、保護者のもとに返すという点からいけば、私はあのときの対応というのは決して最善ではなかったんじゃないかなというふうに思うわけです。迎えに来られた保護者もおられた中で、子供たちは一斉下校したということでしたけれども、やっぱり保護者に迎えに来てもらったほうが、私は子供にとっては安全なんじゃないかなというふうに思いますし、また警報が発令されてから1時間以上もたってからの下校ということになったわけですが、そのときは雨風が非常にこれからどんどん強くなるという状況の中であったというふうに記憶をしております。下校には付き添っていた教職員もおられますので、その辺の声も聞く中で、再度の検証が必要ではないかというふうに思うわけですが、その点どうでしょうか。

それと、木造住宅の耐震改修工事への助成拡充について、もう1回お聞きをしたいと思います。

昨年の震災の影響もあって、非常に防災意識が高まったと、耐震診断については8件ということで、例年よりはまあまあ多かったかなというふうに思いますけれども、宇治田原町がつくられました耐震改修促進計画では、平成27年度末までに耐震化率を9割にすると、こういう目標を掲げていただいております。

町の家屋固定資産課税の台帳によりますと、住宅の総数は3,561棟、これを京都府南部の耐震化率に当てはめてみますと63.4%ですので、1,300戸ぐらいの住宅の耐震化が必要であるということになるかと思うんです。どれぐらい耐震化がされているのか、ちょっとつかめない部分はあるかと思えますけれども、先ほどの町の防災計画を見ましても、例えば奈良盆地の断層帯で地震が起きた場合、最大では1,433棟が全壊をすると、こういう予測がされているわけです。これは多分、倉庫とかそういうものも含んでいることだとは思えるんですけれども。ことしも新聞折り込みとか防災マッ

プなんかにも掲載もしていただきまして、PRに努めてはいただきましたけれども、8件ということでは、このペースでは本当に目標が達成できるとは思えません。耐震診断を本当にいかに多くの方に受けていただくか、その方策につきまして、さらなる啓発につきましてどのようにお考えでしょうか。

それと、耐震改修工事については、今年度は実績がなかったという御答弁でありました。今後ふえていくだろうという予測はありましたけれども、全国的にもこの問題についてはなかなか進まないという実態があると思います。ネックは、やはり改修にかかる工事費用であるというふうに思うわけです。

先ほど申しました今回の府の拡充施策に沿って、今後実施をしていこうという府下の自治体は今回の当初予算に上げているところが3つ、補正で来年度中には何とかというふうに考えておられるというところが13自治体あるというふうに伺いました。阪神・淡路大震災では、亡くなった方の約9割が建物等の倒壊による圧迫死であったと言われております。そして、このときに大きな被害を受けた建物は、昭和56年5月以前に建築をされた、新しい耐震基準に適合していない建物であったということでございます。

もちろん、耐震化率を基準値以上にするに越したことはない、それは私もそう思いますけれども、少し手を加えることで、少しでも耐震化率を向上させていくと、それが住民の安全を確保するということにつながるのではないかとこのように思うわけです。それについては、こういった府の拡充策、必要じゃないかなというふうに思います。担当課としては、拡充は考えていないという御答弁でしたけれども、今申しましたほかの自治体の状況やとか住民の安全確保をするためにも、ぜひ御再考をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（西谷信夫） 久野村教育次長。

○教育次長（久野村観光） それでは、警報時の対応でございますが、子供たちを安全に下校させることが一番の重要と考えておるところでございます。保護者の方々の迎え等も含めまして、今後におきまして、気象情報とあわせて現場の状況を的確かつ迅速に判断する中で、混乱のない対応を図られるよう指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西谷信夫） 光嶋建設・環境課長。

○建設・環境課長（光嶋 隆） ただいまいただいた御質問の1つ目でございますけれども、耐震化率を達成するためのさらなるPR、広報活動についてということでございますが、これにつきましては、今日まで行ってまいりました広報誌を使用する方法、新聞

折り込み等による方法、またホームページ等による方法のほか、多くの方がお集まりいただく機会なんかを利用するのも1つの手段かなというふうに考えております。

具体的には、例えばですが、町の商工祭あたりたくさんお集まりになるときにそういったPR活動を直接させていただくのも1つの方法ではないかというふうに考えております。

ただ、具体的になりますと、これから整理をしなければいけない問題もございますので、基本といたしましては、みずからの生命財産をみずから守るという防災の原則に立ってお考えいただけるような機会を確保できればというふうに考えております。

2つ目の市町村での助成についての再考ということでございますけれども、これは、議員御指摘のように、耐震化工事に対します最大のネックは工事費であるということについては、私ども十分認識をしておりますし、京都府のほうもそこらあたりがネックになるというようなことの御指摘はなさっております。どうしても、その部分だけ改修するというわけにはなかなかまいりませんでして、いざとなりますと数百万、数千万単位の費用がどうしても負担となつてのしかかってくるということがございまして、なかなか踏み切っていただけない方もあるやに聞いております。

また、耐震化そのものが実施をしなければいけない時期に差しかかっておる中で、新たに建てかえをなさるといふ方もございますので、それは、その建物を所有されている方の御判断によるところになるのではないかというふうに考えております。

なお、再考ということでございますけれども、何分にも給付という問題になってまいりますので、給付の公平化ということからいたしますと、財政的なものも考えまして、なかなか難しいというのが実情でございます。

私どもといたしましては、少しでも簡易な方法でなされた方も対象にするという京都府の考え方については、いささか反対の立場ではございませんけれども、できますればきちっとした改修をしていただいて、耐震化の本来の目的を達していただけるような方策をとっていただくことが本来であるという考え方を持っておりますので、そうしたことから抜本的な対策を講じていただければということで考えまして、町といたしましては、従来のスタンスのまま進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 今西君、もう3回目終わっています。

○3番（今西久美子） 一言述べさせていただきますけれども、近年の気象状況、地震災害の状況を見ておりますと、やはりこれまでにない想定外とよく言われましたけれども、

想定外のことが起きております。しかし、もう今となつては想定外では済まされないというふうに思います。学校におきましても、また地域におきましても、これまで以上にしっかりと備えておく、これが、もし災害が起きてても被害を最小限にとどめられる最大の対策だというふうに思います。

さらなる防災対策の強化を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（西谷信夫） これで今西久美子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

1 1時35分より会議を再開します。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時35分

○議長（西谷信夫） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、安本修君の一般質問を許します。安本君。

○4番（安本 修） 通告に従いまして一般質問を行います。

まず第1に、宇治田原の特産物の振興についてですが、町内では、さまざまな農林産物等、特産品づくりに努力をされているところでありますけれども、マツタケの生産について振興をどのように考えているかお聞きをいたします。

次に、地元業者の支援についてですけれども、地元業者の仕事興しをどのように支援していくのか、仕事興しのための制度をつくれぬのかどうか、具体的にはリフォーム助成制度を創設してはどうかと考えますが、どうでしょうか。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） それでは、地元特産物の振興策としてのマツタケ生産についての御質問にお答えをいたします。

本町の、地元特産物の振興につきましては、日本緑茶発祥の地、お茶の町として的高级茶生産振興について、出品茶対策協議会を通じ、伝統ある宇治田原茶を広く全国に発信しており、生産者支援につきましても、優良茶園の振興、高級茶生産振興としての被覆や棚への助成、製茶機械等の助成により産地間競争に打ち勝つ施策を講じています。

昔からお茶とともに生産されてきたころ柿生産は、宇治田原町の冬の風物詩としてすっかり定着した特産物となり、柿屋風景は本町の観光振興にも寄与いただいているところでございます。

野菜につきましては、宇治田原特産としての夏秋キュウリの生産振興を進め、市場で

は宇治田原産ブランドが確立されており、今後も、生産者の育成に努めてまいります。キュウリ以外の特産品づくりとして、京都府事業により平成7年度よりミズナ生産パイプハウスを導入いたしまして、3戸の農家でスタートいただき、今日では、京野菜のブランド産品としての認証を取得し、3ヘクタール規模のミズナ産地となりました。林産物としてのシイタケも宇治田原産として出荷販売しています。

御質問のマツタケ生産についてでございますが、戦後、松林からスギ、ヒノキの造林事業が急速に進んだことなどによりまして、マツタケ生産量が急激的に減少したことから、町におきまして平成2年度に地域特産増産事業としてマツタケ発生環境整備事業を開始し、平成20年度まで21年間、町有林に試験林を設置し、コクモかき、下刈り、不要木の伐採などを行った結果、137本のマツタケが発生するなど、昔の山のようにしっかり手入れをすればマツタケの発生環境は整うということが実証されました。

また、平成16年3月に町内の山主を中心にマツタケに興味のある方々が集まり、田原マツタケを復活させるべく宇治田原松茸研究会を組織され、40年前の赤松林を復活するべく立ち上がられ、数年にわたり研究を進められており、平成20年ごろからマツタケが収穫できるようになったと聞き及んでおります。独自の研究も積み重ねていただいているところですが、町の試験林結果もこの取り組みの基礎となっているところでございます。

今後も、多くの方が田原マツタケの復活に向けて取り組んでいただくことを期待しています。なお、希望がありましたら、試験林の研修も受けていきたいというふうに考えております。

次に、地元業者の仕事興し、地元業者の支援についてでございますが、世界経済の減速や記録的な円高などにより経済不況が続く、日本経済がデフレ社会構造から脱却することができない現状が続いており、また昨年3月に発生した東日本大震災の影響が追い打ちをかけるように、地元商店や多くの業種の方々にその影響が及んでいると認識しております。

地元業者の仕事興しとして、以前から御要望いただいている住宅改修やリフォーム助成につきましては、これまでも町としての基本的な考え方を答えさせていただいており、特定の業種に限られて偏り過ぎることから、総合的な業者支援対策としては適当でないと考えています。

そこで、不況下における町内事業者を新たに支援する施策として、がんばるまちの商店・企業応援事業を平成24年度予算事業として提案させていただいているところであ

りますが、各事業者の創意工夫による積極的な事業活動を応援する町独自の助成制度を立ち上げたところであり、この大変厳しい状況下、3年間の時限による緊急支援として、事業者の活動を応援していきたいと考えております。

○議長（西谷信夫） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時43分

○議長（西谷信夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

安本君。

○4番（安本 修） マツタケの生産ですけれども、この間、長年にわたって町としても研究を積み重ねて町有林を活用した試験林を活用して頑張っていたいてきたわけですが、もっと広く住民に活用、試験林そのものを活用できるような取り組み、方策ができないのかどうか。昔でしたら入札もしてやられていたようですので、これはマツタケの時期だけじゃなくて、やっぱり年間通じてそういう形ででも含めて、広く住民に活用できるようにしてはどうかというように思うんですけれども、その点どうでしょうか。

それから、この間、町が取り組んできた、先ほども言いましたその取り組みの成果、これは何ぼか、その都度議会でも報告していただいておりますけれども、きちんと住民に対しても含めて林家、またそういう関心のある方に、いつでも報告できるような形で広く住民に報告してはどうかというふうに思うんですけれども、その点どうでしょうか。

それから、2つ目の問題ですけれども、リフォーム助成制度というふうに言いましたけれども、これは特定業種に偏るといふ答弁で、以前の答弁と何ら変わってないですね。ただ、リフォームの内容については、住民の皆さんによってとらえ方とか、内容、やり方についてもいろいろ多岐にわたるといふように思います。当然、建築業が中心になりますけれども、使う材料は地元産材を使ったらどうかとか、それから室内装飾については、地元の繊維組合等を含めて商工業のほうに形での取り組みをしたらどうかとか、それから電気工事、水回りの工事、これは当然、建築業以外のそういう工事業者、あるいはエコの関係でいえば太陽光パネルの工事もその1つに入ってくるかと思ひますし、いろいろな業者、業種によって行うことができるんじゃないかというふうに思ひます。

それは、いずれにしても1つの事業でいろんな業者、分野、業界を網羅するというのは、これは不可能なことだと思ひますので、いろいろこれは何億もかけてやれということじゃなくて、かけてやるような事業でもないと思ひますし、種まきをするという、こ

れまでに言ってこられた内容からしても、地元経済をどういうように活性化するんかということが大事だと思うので、当然、その起爆剤の1つやというふうに考えます。そういう点で町独自のものとして、町独自にやっぱりこれはいろいろ制度を考えてみてはどうかというふうに思ったので、その点、検討できないかどうか。これは要望しておきます。

マツタケの問題だけ、答弁をお願いします。

○議長（西谷信夫） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） それでは、2回目の質問にお答えをいたします。

マツタケ生産振興についての町のマツタケ試験林の利用についてですが、平成20年度で予算を伴う整備を終了いたしており、以後につきましては、21年度でマツタケ試験林の施業を職員及び住民に呼びかけましてボランティアで森林整備をしていただく方を募集いたしましたところ、2名の住民が応募いただき、職員とともに施業をしていただいています。せっかく試験林として整備を続けてきたことから、一たん手を抜くともとに戻ってしまうことから、冬場のコクモかきなどは続けていかなければならないと考えており、現在は、産業振興課職員も参加して整備を続けているところですが、今後につきましては、管理方法の検討が必要であると考えており、どのような方法があるのか、例えば有志の方に管理をお願いしていくとか、いずれにいたしましても、早急に方向性を示したいと考えています。

次に、21年間の試験林の取り組み結果のまとめについてでございますが、平成2年度からマツタケ発生環境整備事業として実施してまいり、各年度ごとの事業内容、マツタケ発生本数などの実績を議会常任委員会でその都度報告させていただいたところでございます。取り組み成果のまとめについてですが、業務委託の内容がコクモかき、下刈り、間伐と不要木の伐採などのようなものであり、大学やコンサルタントが研究テーマの成果として取りまとめられているような成果品としては作成していないところでございますが、マツタケ発生環境整備事業の推移としてまとめている1枚物がございますので、それにもう少し写真を加えとか加工して成果品として、希望される方に公表、資料の提供ができるようなものがないか、検討させていただきたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 安本君。

○4番（安本 修） いずれにしても、マツタケを特産物にしていこうということなんですけれども、これはやはり昔でいえば、マツタケ生産が大変盛んだった、よく出たというころは山も大いに活用もされておりましたし、今のような状態ではなかったというふ

うに思います。そういう山の活用そのものが生き生き活用されていたと、そういう時代であったかと思えます。そういう意味では、山を守っていく取り組み、これは有機的につながっていくと思えますので、ぜひ、やはりマツタケ生産のノウハウも積み重ねも少しずつされていっていると思えますので、その点を含めてこの宇治田原の山を守るという観点からも、ぜひ、このマツタケ生産を特産物にしていくということを通じてやってほしいなというふうに思うところです。

以上、終わります。

○議長（西谷信夫） これで安本修君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時30分より会議を再開いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時30分

○議長（西谷信夫） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○2番（原田周一） 通告に従いまして、2番、原田周一が質問いたします。

今回の質問は2件であります。

まず1件目は、児童・生徒の安全対策についてお尋ねいたします。

登校、下校時における防災教育についてであります。東北大震災から丸1年が経過しました。が、まだまだその傷跡が大きく残り、原発事故も重なり、復興のめどすら立っていない状況です。南海・東南海など大地震が、報道などによりますと、いつ発生するかわからない状況であるとも伝えられております。また、去年は近隣の奈良、和歌山でも大きな土砂災害が発生しました。

私は、数年前から安全パトロールの一員として、毎朝、通学路に立たさせていただいておりますが、子供たちの通学風景を見ていますと、今、大地震が突発的に発生した場合、土砂災害、大雨などによる川の増水やはんらんなどのケースにおいて、子供たちが自主的な判断で避難ができるかどうか懸念しております。午前中にも避難訓練の質問がありましたが、登校、下校時に対応した訓練などはできているのでしょうか。

自助・共助・公助が叫ばれる中、記憶に新しい阪神・淡路大震災、また今回の東北大震災などの教訓が児童・生徒の体にしみわたっているかどうか。町内3つの学校に通学する児童・生徒は、それぞれの地域によって通学条件が異なりますが、年に何回か行われる通学路の点検で、子供たちの自主判断で災害発生時、どのように対処すればよいのか、的確な行動がとれるのでしょうか。特に、小学校通学路においては、山すそを通るルー

トもあります。また、川沿いに歩くルートもあります。次代を担う児童・生徒の命の大切さを思うとき、いろいろな想定による日々の防災教育が必要と思いますが、いかがですか。

過日、ハザードマップが作成され配布されておりますが、行政から地域住民への一方的なインフォメーションのためのツールとしてのみならず、互いの意思疎通を図るコミュニケーションのためのツールとして活用されなければと思います。過去、PTAなどの協力により、通学路安全マップが作成されたと聞いております。が、これは防犯に主眼を置いたマップのようですが、防災に対する通学路のマップも必要ではないのでしょうか。日々の防災教育の必要性を強く訴えて、この件の1回目の質問といたします。

次に、障がい者への支援について、中でも障がい者のグループホームの取り組みについてお尋ねいたします。

先日、本町の障がい者基本計画の素案が公表されました。障害者自立支援法をめぐる流れとして、平成17年に自民・公明政権下で障害者自立支援法が成立し、翌年10月から本格施行され、その後、国連において、障害者の権利に関する条約が採択され、我が国も平成19年に条約に署名しましたが、法律施行当初からさまざまな課題が指摘され、平成20年には、障がい者当事者などが、全国14地方裁判所に原告71名の方々が障害者自立支援法の違憲訴訟を提訴し、その後の政権交代により、当時の長妻厚生労働大臣が障害者自立支援法の廃止を明言されました。

その間、今日に至るまで障害者自立支援法の一部改正などを得て、昨年8月、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において、骨格提言がなされ、本年2月に障害者自立支援法の改正の厚生労働省案の提示がされ、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、以下、障害者生活総合支援法として、24年度の通常国会に新法を提出予定と伺っております。

その法律案のうち、第5条第15項関係で、「共同生活介護の共同生活への一元化」で、障害福祉サービスのうち、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化し、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて入浴、排せつ、または食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする」と記載されております。先ほどの障害者生活総合支援法は、平成25年4月1日施行予定で、このうちのケアホームのグループホームへの一元化については、平成26年4月1日施行予定とのスケジュールと聞いております。

本町には、昨年4月よりケアホームが開所し、男子10名、女性5名の定員に対し、

現在、満室と伺っています。高齢者などの福祉政策で、空き家などを利用したケースは先進地では見られますが、障がい者を対象にした施設は、私の調査の範囲では皆無です。

そこでお伺いしますが、本町内において、グループホームの施設開所の取り組みはどうか、平成26年4月1日施行予定に向け、見解をお伺いいたします。

これで1問目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 久野村教育次長。

○教育次長（久野村観光） それでは、児童・生徒の安全対策について御答弁申し上げます。

町内の小・中学校におきましては、避難訓練等につきまして、先ほども答弁しておりますが、学校の危機管理の基本方針・危機管理マニュアルに添って実施する防犯訓練、火災または地震等における集団行動の基本的な態度を身につけるための避難訓練をそれぞれ想定して実施しているところです。

地震を想定した避難訓練におきましては、登下校中、授業中、休み時間等に区分し、どのような行動がその時点で大切であるかを指導しているところです。特に、御質問の登下校時においては、地震発生時にはその場で身を低くする、周りのものに注意する等を基本に、登校班長がリーダーとなり指示できるよう、登校班で行動するよう指導しているところでございます。また、見守りパトロール隊の方々との連携も重要としているところです。また、過去には防災教育として、土砂災害から身を守る知識を専門家の方々から、昭和28年の山城水害で実際に起きた災害写真等を活用し学んでおります。

今後も、防災教育につきましては重要な課題と認識しており、想定できる災害につきまして対応できる教育を行っていきたいと考えています。

○議長（西谷信夫） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口眞有美） 障がい者への支援についてお答えいたします。

障害者自立支援法は、身体・知的・精神の障がい種別の施策の一元化や利用者の原則1割負担導入などを柱として平成18年度に施行されましたが、その際、入浴や食事といった介護が必要な人が地域で共同生活を営むケアホームと、障がい程度が軽い人向けのグループホームに支援体系が分けられた経緯があります。しかし、その後、同じ施設で介護が必要な人と必要でない人の両方を受け入れる場合は、ケアホームとグループホームの指定をそれぞれ受けなくてはならないなどの課題が浮上し、また定員に空きがあっても指定がないために利用者が入居できないという問題も指摘されてきました。

こうしたことから国では、共同生活を営む住居への支援について、必要なケアが柔軟

に提供できるよう、ケアホームとグループホームを一元化するとともに、統合に合わせて介護職員の配置基準を緩和したり、ひとり暮らし用の住居を設置するサテライト型の共同生活住居も新たに認めるなどの改正を行うとされています。

こうした中、本町の状況に目を向けてみますと、平成22年度において町も財政的支援を行う中、社会福祉法人宇治田原むく福祉会がケアホームを建設され、平成23年5月から事業を実施されております。本施設は定員10名の男子棟と5名の女子棟からなっており、京都府からの事業所指定としてはケアホームとグループホームの両方の指定を受けておられますが、重度かつ早期の入居を希望される方から優先的に入居された結果、既に15名の定員が満室となり、すべての方がケアホームとしてのサービスを受けておられる状況にあります。

折しも本町では、今年度において、障がい者基本計画並びに第3期障がい福祉計画の策定に取り組んでおり、先般、3月6日には策定委員会からの最終的な提言書をいただいたところであります。この障がい福祉計画では、平成24年度からの3年間の各種サービス見込み量等を掲げておりますが、このうちケアホーム及びグループホームに關しましては、先ほどの施設整備により、当面の必要数が確保されたと考えますことから、この3年間での大幅なサービス増加は見込んでおりません。しかしながら、将来的な展望といたしましては、既に満室である現在の施設のみで今後も対応していくことは困難であり、さらなる施設整備が必要になってくると推測されるところです。

したがって、今後の法制度の動向を引き続き注視するとともに、利用希望者のニーズを踏まえつつ、事業者とも十分な協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西谷信夫） 原田君。

○2番（原田周一） それでは、防災教育の2回目の質問に移ります。

先ほどの答弁で、地震発生時には登校班長がリーダーとなり指示できるよう、登校班で行動するよう指導しているとのことですが、先ほども申しあげましたように、毎朝見ている登校風景からは、各班長さんが的確な指示ができるかどうか大変疑問に思います。班のリーダーにもよりますが、きっちりとあいさつできる班、またできていない班、また整列している班、ばらばらな班、各種各様であります。また、下校時に警報が発令されたケースでは、どのような体制になっているのか。教職員を含む体制ができていますのか。見守りパトロール隊との連携も重要との答弁でありましたが、各通学ルートにおいて、それぞれ配置されているのかどうか。災害発生時には、生命にかかわる問題であり

ます。訓練を兼ねた教育は何回すればよいという問題ではありませんが、少なくとも登校班の班長レベルの高次元での統一、下級生へのリーダーシップの教育は必要だと思いますがいかがでしょうか。子供たちみずからが、自分たちがまず助かる防災教育が必要と思います。

昨年は想定外との言葉が多く使われました。想定外を想定して行うのが防災教育と思います。そのためには、時間的な制約もあろうかと思いますが、各授業の休憩時間、昼休み時間などを利用することにより、いろいろな想定訓練教育ができると思いますが、どうでしょうか。

防災教育に対する2回目の質問を終わります。

○議長（西谷信夫） 久野村教育次長。

○教育次長（久野村観光） それでは、2回目の御答弁をさせていただきます。

気象警報が下校時に発令されている場合は、全校児童を体育館に集め、通学班別に人数等の確認を行った上、地区担当の教職員が引率を行い、下校させているところです。教職員の体制につきましては、各種訓練及び校内研修等により教職員一人一人が自分の役割分担について認識をしているところです。見守りパトロール隊の皆さん方につきましては、通学路すべてにおいて活動いただいておりますが、緊急時の対応として、見守り活動を行っていただいている大人の方々との連携も大切であると考えているところです。

小学校におきましては、異年齢による望ましい集団活動を通じてよりよい人間関係を築く力を育てる教育を行っており、年間活動計画の中で通学班での活動を組み込み、高学年において縦割り班をまとめる努力をしております、リーダーシップのとれる活動を実践しているところです。

また、限られた時間の活用の中、休み時間を利用した避難訓練も取り入れており、常に防災教育の重要性については認識をいたしているところでございます。

○議長（西谷信夫） 原田君。

○2番（原田周一） それでは、防災の3回目に移ります。

ここで、1つの事例を紹介したいと思います。ぼうさい甲子園のことを御存じの方も多いと思います。阪神・淡路大震災10周年を機に、平成16年度から実施した子どもぼうさい甲子園と平成17年度から新たに兵庫県が創設した1・17防災未来賞をあわせ、小・中・高及び大学生を対象にしたコンクールです。群馬大学防災研究センターの研究成果から、ぼうさい甲子園の優秀賞を平成21年、22年と連続受賞した釜石東中

学校の取り組みを紹介したいと思います。

1つ目は、EASTレスキュー。「自分の命は自分で守る」ことができるようになるだけでなく、「助けられる人から助ける人へ」への意識をはぐくむことを目的に、防火練習、防災マップづくり、防災チラシづくり等々、全校防災学習を実施。

2つ目に、津波防災意識啓発のDVDの作成。これは、先ほどの学んで得た知識の中で、人に伝えるために作成。

3つ目、小・中学校の合同避難訓練。これは鶴住居小学校、それから釜石東中学校の両校は、海岸近くで津波による浸水を受ける可能性が高い場所に併設しているため、合同訓練が行われております。

それから4つ目、子供津波避難の家。登校・下校時など子供だけで行動している場合、彼ら自身がどこに避難すべきかの判断が要ります。子供110番の家からヒントを得て、子供津波避難の家を地域の避難場所マップづくりを実施などの訓練を重ねた結果、成果として次のようなことがありました。

平成23年3月11日、14時46分、大きな揺れが両校を襲った。地震発生時、中学校では授業終了時刻で、校庭や校内で活動を行う生徒など、さまざまな場所に点在していた。一方、小学校では下校直前であり、多くの児童は校舎に滞在していた。中学校では、副校長が校内放送を使って全校生徒に避難指示を試みた。地震発生直後、停電のためハンドマイクで生徒に校庭への避難を呼びかけをしたが、多くの生徒は揺れの大きさからただごとではないことを察知し、自らの判断で校庭に集合し始めた。そして、ある教師が生徒に向かって「逃げろ」と叫ぶと、運動部員を先頭に全校生徒はあらかじめ決めておいた避難場所まで走り始めた。

一方の小学校では、津波の襲来に備え、全校児童を校舎の3階に移動。中学生の避難の様子を見て、児童たちは中学生の後を追って避難場所まで走り始めた。周囲の状況から、もっと高いところに避難が必要と先生に進言する。さらに高台まで、もう一度走り出す。中学生は、訓練どおりに小学生の手を引き避難を支援する。避難の道中、園児を抱えながらたくさんの園児を乗せた散歩用の台車を押し必死に避難する保育士を確認する。生徒達は、保育士と一緒に園児を抱え、台車を押し、必死に避難する。彼らの学舎が、そして見なれた町並みが轟音とともに津波にのまれ、押し流されていく残酷な光景を目撃する。その後、避難生活を送ることとなった。鶴住居小学校、釜石東中学校の児童・生徒、約570人は無事に津波から生き残った。日ごろからの防災教育を実施してきたことの成果である。群馬大学の研究レポートからの事例ですが、日ごろの防災教育

の大切さを物語る例と思います。

本町においては、津波の心配はないと思いますが、このような事例からも風水害による土砂災害などを想定した防災教育の必要性を感じますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西谷信夫） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 原田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、東日本大震災で発生した津波からの避難において、岩手県釜石市立釜石東中学校の生徒たちは、日ごろから繰り返し学んでいた災害に関する正しい知識に基づき迅速な避難行動をとることにより、みずからの命を守っただけでなく、近くの小学校児童や町の人々の避難まで促し、多くの命を救うことができました。このような災害発生時に、児童・生徒たちが計画的、継続的な災害安全学習に基づいた正しい判断のもと、地域社会の一員として自主的に行動する態度を身につけることは、この大震災の教訓として大変重要と考えております。

さて、本町立小中学校におきましては、今年度も地震、火災等を想定した避難訓練を計画的、組織的に実施してまいりましたが、釜石市の教訓から、災害の特性に応じた避難行動を理解させ実践させる能力を一人一人の児童・生徒の発達段階に応じて身につけさせることが、最も重要な指導の視点と考えております。

また、災害に関連する教科での学習、例えば、理科では、雨の降り方により河川を流れる水の速さや量が変わることや河川の増水で土地の様子が大きく変化することなど、学習においても、豪雨によるため池堰堤の崩壊をきっかけとして、南山城水害を経験いたしました本町の地域特性を踏まえた指導をすることも必要だと考えております。

本町の地域特性から、集中豪雨による河川の増水による土砂災害の危険性が高いと想定されますので、議員御指摘のとおり、登下校における土砂災害の発生を想定した緊急時の対応についての訓練も行う必要があると考えております。児童・生徒が町のハザードマップを活用し、地域の危険箇所を理解したり、通学路を先生や地域の方々と実際に歩き、災害発生時、情報が遮断された状況の中でみずからの置かれている状況を分析し、これから起こりうる危険を予測、回避できる能力を身につけることが子供たちの命を守ることに繋がると考えております。

教育委員会といたしまして、平成24年1月に京都府教育委員会が発行いたしました「いのちを守る『知恵』をはぐくむために～東日本大震災の教訓を踏まえて」などを積極的に活用するとともに学校、地域と連携し、みずからの命はみずから守れる子供たち

を育てたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 原田君。

○2番（原田周一） それでは、障がい者支援の2回目の質問に移ります。

町長は、昨年の3月議会で、障がい者の方々が住みなれた地域社会で自立した生活と自己実現を図ることは大きな願いでありますと述べられています。近い将来において、障がい者の方々の家族の高齢化、また本人の高齢化への進行などを考慮した場合、受け皿としての施設の準備が必要と思いますが、どうでしょうか。

私自身の親戚の中にもそういった障がいを抱えた身内がおり、家族のケアの大変なことは承知しております。施設への入居は、障がいを抱える家族にとって切実な願いでもあります。ましてや、住みなれた地域社会で自立した生活と自己実現を図れることができれば、家族にとって、この上ない喜びとなります。

再度、申し上げますが、先ほども触れました空き家などを利用したグループ施設の設置に向け、行政が積極的に展開していただきたいものですが、どうでしょうか。

○議長（西谷信夫） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口眞有美） 先ほども御答弁させていただきましたとおり、現時点においては、早急に住居を必要とする方々への対応は一定できていると考えているところです。しかしながら、保護者の方々におかれましては、現在は御家族一緒に生活されていても、いずれ訪れるであろう親亡き後の将来に対する大きな不安を抱えておられると存じます。こうしたことから、今後の施設設置に際しましては、新築施設のみならず、議員御指摘のような既存民家の活用も含めて多様な可能性を検討していきたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 原田君。

○2番（原田周一） それでは、3回目に移ります。

今回予定の新法では、基本理念の中に、すべての障がい者及び障がい児が可能な限り、その身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられることにより、地域社会においてほかの人々と共生することを妨げられないことと明記されております。先ほども言いましたが、行政が積極的に先頭に立って、今後も取り組んでいただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（西谷信夫） これで原田周一君の一般質問を終わります。

引き続きまして、8番、森田木一君の一般質問を許します。森田君。

○8番（森田木一） 通告に従いまして、8番、森田木一が一般質問を行います。

本年も弥生3月に入りまして、早くも12日が過ぎました。しかしながら、きょうも雪が舞っておりまして、まだまだ寒さの厳しい毎日が続いております。そんな中、宇治田原町も暦の上では春本番に向かっておるところであります。

きのうは、皆様御存じのとおり、東日本大震災から1年ということで、天皇皇后両陛下も出席されまして、追悼式が行われました。また、東北をはじめ日本各地、世界でも追悼式が行われました。しかしながら、まだまだ復旧復興へのめどは立っていないというのが現状でございます。

また一方、国会では、2012年度予算が衆議院を通過いたしまして、今、参議院に送られまして、きょうも予算委員会が行われております。社会保障と税の一体改革による消費税増税関連法案に焦点を絞り、野田総理と谷垣自民党総裁の極秘会談をめぐり、消費税増税法案への協力と引きかえに衆議院解散する約束をする話し合いがあったのではないかということの見方が、現在、政界では広がっておるところでございます。そうした中、しかし、私どもの宇治田原町におきましては、ことしの11月には私どもの町議会選挙、また来年の2月には町長選挙が必ずあるわけでございます。

私は、そこで1点目の質問です。奥田町長の基本姿勢について、そして町長さんの4選出馬はあるのか。このことについてお伺いをいたします。

奥田町長さんは2001年に町長に初当選され、現在12年目を迎えられておるところでございます。みずからの町はみずからの手でまちづくりを、心を大切にしてみんなで知恵を出し合いながら、心と力を合わせて「宇治田原町に住んでよかったな」と言えるまちづくりに今日まで頑張ってこられたわけであります。この間、小泉内閣の三位一体の行財政改革や市町村の合併問題など、本町には大きな影響を与える出来事がたくさんありました。しかし、そのような中、厳しい財政事情の中を懸命に町のかじをとり続けて、平成22年度には実質単年度収支が9年ぶりに黒字に転換したところであります。私は、この奥田町長の行政手腕を高く評価するものであります。

しかしながら、これから先の宇治田原町の財源確保の見通しは、社会の経済不況により非常に厳しくなっております。ましてや、少子高齢化社会を迎え、社会保障と税の一体改革が叫ばれている中、医療、介護、年金制度、福祉分野への財源の増大は間違いのないところでございます。平成24年度の施政方針の中で、奥田町長は、「やさしさと行動力で山田京都府政と連携して、夢と希望をもって、安心・安全な宇治田原町の実現をめざすこと」、また「生活者の目線と住民対話で町政を推進し、みんなで支えあい、協働してまちづくりを進めること」、また「地方分権を推進し、行財政改革、事務

事業改革、組織改革を進め、自主自立の可能なまちづくりを進めること」の基本姿勢で3期目の任期最後の年、平成24年度を私の公約にしっかりと分析、総括をする中で、いま一度、初心に戻って宇治田原町政の進展のために一生懸命務めてまいる決意であると施政方針で述べられております。

今後、どうかしっかり町長の公約を分析、総括をされ、3期まだまだ公約の実現を目指しておられるならば、もう一度、初心に戻って、ぜひとも4選を目指していただきたいと思いますが、いかがなものでございましょうか。

続きまして、教育問題についてお伺いいたします。

1点目は、西出教育長さんの基本姿勢についてであります。

西出教育長さんは、22年11月に教育長に就任され、1年余りが過ぎようとしています。現在、宇治田原町の教育の現状をどのように感じておられるのか、まずお伺いいたします。

次に、小中連携の一貫教育について質問いたします。

1つは、なぜ小中連携・一貫教育が必要なのか。もう1点は、本町の小中連携・一貫教育の進め方はどうなっているのかをお伺いいたします。

3点目に高速道路問題について質問いたします。新名神高速道路の見直しについて質問いたします。

私は、今まで何回もこの新名神高速道路問題に対して質問をしてまいりました。今月のこの3月8日に、京都府の山田知事が、新名神高速道路の抜本的見直し区間、大津城陽間の早期着工を願う要望書を民主党とそして前田国土交通大臣に出されたとの報道がございました。このことについて、本町ではどのような対応をされていくのか。また、どのように受けとめられていくのか、このことをお伺いいたしまして、私の1回目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 町長。

○町長（奥田光治） 町長に就任をさせていただきまして、早いもので足かけ12年になりました。この間、何かと厳しい諸情勢の中で、今日まで大過なく町政を進展させて来られましたのは歴代議員各位をはじめ、住民の皆さんや職員の皆さん、そして諸先輩の方々など、本町のまちづくりにかかわる皆様方の御指導と御鞭撻、御理解と御協力のたまものであり、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今日、阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓とする災害に対応した安心・安全のためのまちづくりをはじめ、人口減少が進み少子高齢化が一段と進行する一方で、いわゆ

る社会保障に必要とする財源の確保が厳しい状況の中で、基礎自治体である我々市町村は、住民生活に最も近い公共の立場で、子育てや介護、医療、障がい者などの福祉のまちづくりを今後どのように継続的に確保していくのか、また金融不安や円高のもとで住民生活を守り、中小零細企業の経営支援や雇用促進をどのように図っていくのかなど、数多くの難題に直面しています。

そのような状況の中で、今議会に提案をさせていただいております平成24年度予算におきましては、それら課題への対応を可能な限り図ってまいらなければならないと考えているところであります。そのようなことから、目下は、今日直面している喫緊の課題への対応を積極的に図ってまいりますために、平成24年度予算の成立と予算に組み込ませていただいております諸施策の実施に向けまして、今期残されました期間を全力投球で取り組んでいくことが、私に課せられました責務と思っています。したがって、それらのことに道筋をつけた上で、しかるべき時期に、次の選挙へ臨む考え方を整理してまいりたいと考えているところでありますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西谷信夫） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 森田議員の御質問にお答えいたします。

平成22年11月に教育長の就任に当たりまして、私は学校と教育委員会が守らなければならないことを3点述べさせていただきました。まず第1は「子供の命」、第2は「日常のリズム」、第3は「学校や教師、さらには教育行政に対する信頼」だと申しました。今回の大津波による東北地方の想定をはるかに超えた安全なはずの学校での子供たちの犠牲を目の当たりにしたとき、改めて第1の子供の命を守ることの責務の重大さを痛感した次第でございます。

さて、本町の子供たちは、これまで少子高齢化、核家族化、国際化がますます進展し、激しく社会が変動する中にありましても、緑豊かな自然環境と古くから地域で伝えられてきました伝統文化の継承等を通してはぐくまれました住民のきずなと温かい見守りにより、比較的落ち着いた学習環境で学ぶことができました。しかし、長く続くデフレ経済の影響を受け、本町の子供たちを取り巻く環境も年々悪化し、教育力が著しく低下した家庭も見られるようになり、本来、家庭でしつけるべき基本的な生活習慣等が定着せず、学習意欲が極端に乏しい子供や人間関係をうまく構築できない子供たちが各学級に徐々にふえてきております。

特に、小学6年から中学1年の進学時、急激に変わる学校生活や中学校専科教員によ

る指導に戸惑い、負担を感じる子供たちも少なくありません。ごく一部の生徒ではありますがけれども、中学校生活にうまく適用できず不登校や問題行動に走るなど、さまざまな生徒指導上の課題も見受けられるようになってまいりました。私は、これらの課題を解決するには、小学校と中学校とが、それぞれの垣根をとり払い、9年間の一貫した教育課程による指導を行うことが有効な手段と考えております。

本町では、平成22年度から小中連携・一貫教育の推進を町立学校の研究テーマに掲げ研究組織を立ち上げ、実践的な研究を深めてまいりましたが、郷土に育つことに誇りを持ち、自信と意欲を持って、主体的に自らの進路を切り開くことのできる生徒の育成こそ、私が目標とする教育の姿であります。

次に、本町が目指す小中連携・一貫教育について御説明申し上げます。

まず最初に、今なぜ中1ギャップと言われる問題が全国的に発生するのか、その背景について御説明申し上げます。

まず第1に、子供たちの身体的な発達の加速化であります。全国的な調査から現在の小学5年、6年生は、ちょうど40年前の小学6年生及び中学1年に近い状況にあることが明らかになっております。

第2は、学力の低下の問題です。中学校に進学した後に学習意欲が急に低下し、それに伴い学力の低下が見られる生徒がふえている傾向が見られます。

第3は、思春期に落ち込む自尊感情の低下であります。各種調査によりますと、小学5年生から自尊感情の低下が始まると報告されております。

第4は、生徒指導上の諸問題であります。不登校・問題行動の増加は小学校5年、6年生で潜在化し、中学1年から顕在化し始める傾向が顕著にあります。本町立学校でも大変よく似た傾向があり、本年度、小・中学校とも問題行動の発生件数は大幅に減少いたしました。不登校の問題があります。小学校には全欠の不登校児童はおりませんが、中学校では11名の生徒が不登校傾向を示し、担任やスクールカウンセラー等と連携した登校を促す指導を行っているところでございます。

第5は、中学校入学時の不安です。うまく人間関係を構築できない子供の不安感は、大人が想像する以上に大きなものと言えます。

このような小学校から中学校へ進学する際に発生するさまざまな問題、いわゆる中1ギャップを少しでも軽減するには、本町が目指す小中連携・一貫教育が有効と考えております。

具体的に取り組みたいことは、まず第1に、小中学校間で共通した目標・研究主題を

設定することであります。小学校と中学校で目指す子供像を共有し、児童・生徒の生きる力の育成を目指したいと考えております。

第2に、小中学校教員の連携です。教育情報の共有化、課題の共有化です。小学校と中学校では組織文化が異なりますが、相互理解と相互変革を進めることが重要と考えております。

第3は、9年間を見通した教育課程の編成と授業研究です。系統的・継続的な学習ができるよう、小・中学校教員で合同の授業研究を進め、質の高い学力を育てる授業を目指したいと考えております。

第4は、児童・生徒の交流活動の活発化です。小学校の中学校入学時の不安解消と中学校の自尊意識の回復のため、児童・生徒の交流は有効な手段と考えております。

第5は、家庭、地域社会との連携です。小学校や中学校ごとの地域連携に加えまして、中学校区を単位としたPTA活動や地域諸団体との連携をさらに深めたいと考えております。

具体的な目標といたしまして、9年間の系統的・継続的な学習指導及び生徒指導により、児童・生徒の基礎学力の定着と応用する力の伸長を目指すとともに、問題行動の発生件数や不登校生徒をさらに減らしたいと考えております。本町が目指す小中連携・一貫教育の最終的な目標は、小学校入学から9年後の中学校卒業時にみずから進路を切り開くことのできる生徒の育成であります。

教育委員会といたしましては、この4月から小中連携に経験を有する嘱託の指導主事を採用し、推進体制を強化し、来年度に（仮称）小中連携のあり方検討委員会を立ち上げ、年度内に中間報告をいただき、本町が目指すべき小中連携・一貫教育の構想案を示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 光嶋建設・環境課長。

○建設・環境課長（光嶋 隆） それでは、高速道路問題に係る御質問に答弁申し上げます。

高速道路の必要性や重要性につきましては、昨年3月に発生いたしました東日本大震災において再認識されたところであり、抜本的見直し区間とされている新名神高速道路の大津城陽間と八幡高槻間につきましても、計画通りの事業実施に向けて機運の高まるところでありますが、現段階においては具体的な動きがないのが実情でございます。今後、何らかの動きがございました場合には、京都府をはじめ、沿線府県市町が一丸とな

って取り組まなければならないと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 森田木一君。

○8番（森田木一） それでは、2回目の質問。

先に、教育問題について2回目の質問。

先ほど教育長から、教育長の基本姿勢、まず子供の命を第一に考えると。これは震災のことから考えて一番大事なことでありますので、ぜひともこの基本姿勢を実践していただきたいと思います。また、日常のリズム、学校の教師、また教育行政に関する信頼、まさに学校の先生に対する信頼度、社会のほうでは大きくクローズアップされておりますので、どうか本町におきましても、先生がPTAの方々また地域の方々から本当に信頼される教師になっていただくように御指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の小中一貫教育です。これは、まさに西出教育長さんは教育現場を歩いてこられた方でございますので、一段ときめ細かないろんな形での今答弁をいただきました。何としても宇治田原町の子供が9年間、小学校から中学校、もっと厳密に言えば幼稚園から続いて立派に成長していただける、宇治田原の未来を背負っていただける人材を何としても育ててもらいたい。11人の中学校不登校があるようなことも出てきました。いずれにしましても、やっぱり細かいところまできちっと見ておられるということで、なかなかいい答弁をしていただいたかと、私はそう思っております。

そこで、ちょっと変わった質問でございますけれども、今、テレビ等で大阪市長の橋下さん、前知事ですね。あの方が教育委員会やら、教育問題に対していろんなことを発言されます。その中で、特に学校での式典、この中で日の丸の掲揚、そして「君が代」の斉唱、これをいわば教員にきつくちゃんとせいということをおっしゃってるわけでございますけれども、先日、大阪府教委は17名ですか、そういう立たなかった人に対して、歌わなかった人に対して、何らかのペナルティをしたように聞いておりますけれども、この問題について本町ではどうなのか。それから、教育長は、君が代や国歌に対してどのように考えておられるのか、まずこの点を先にお願いたします。

○議長（西谷信夫） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 森田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

平成20年に改訂されました、ゆとり教育の是正と生きる力の継続を柱とした新学習指導要領は、平成23年度から小学校において全面実施、中学校におきましてはこの

4月1日から全面実施されることとなっております。改訂されました新学習指導要領の総則には、我が国と郷土を愛する日本人を育成することと明記されたところでございます。このことを踏まえて、小学校音楽の内容の取り扱いでは、国歌「君が代」を指導することから、いずれの学年においても「君が代」を歌えるように指導することに変更されました。また、小・中学校の入学式、卒業式という、子供たちにとっても保護者にとっても人生の節目となる最も厳粛な学校行事においても、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとすると明記されました。

議員御指摘のとおり、大阪市では、教育基本条例、君が代起立条例が話題となっております。起立斉唱しない教職員には懲戒処分を科すとの規定もありますが、このことと関連しまして、最高裁では、「君が代」斉唱時に教職員に起立を求める職務命令は憲法違反とまでは言えない、だが減給以上の懲戒処分に関しては極めて慎重な判断を要するとの見解が示されたところでございます。私は、最高裁で一定の判断が示されましたが、法的な決着は別にいたしましても、児童・生徒にとっては人生の節目となる厳粛な式典に職務命令として教職員に起立斉唱を求めることは、教育の場にはあってはならないことだと思っております。

幸い、本町の小・中学校の先生方は、学校行事の意義を十分理解していただいております。これまで大きな混乱は生じておりません。しかし、今後、国際化がますます進展する世の中にあっても、我が国の将来を担う子供たちが世界じゅうの人々と交わり、さまざまな交流の場でお互いの国旗に敬意を払い国歌を歌うとともに、四季に恵まれました我が国のすばらしい自然や歴史、文化を語ることのできる国民に育ててほしいと願っております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 森田木一君。

○8番（森田木一） 「君が代」についての教育長のお考えはよくわかりました。日本人であるならば、歌うのは当然であると思っております。また、我が町にもさまざまな形で外国の方も、その児童も来るということもあります。そういう方もあると思しますので、しっかり「君が代」を歌っていけるように、私どもも、オリンピック、いろんな場で、やはり世界の場で「君が代」が、国旗が掲揚されるということは、やはり日本人としての誇りでありますので、このこともあわせてぜひとも教育現場でしっかりと伝えていただきたい。

もともと私は、余り政治が教育に関与していくということは、文部科学省があります

けれども、しかしながら現場では、やはりあくまでも中立的な立場で今後も頑張りたい、こう思います。教育問題については以上で終わります。

続きまして、町長の基本姿勢と新名神の問題について、一括して2問目をしたいと思えます。

先ほどの町長の基本姿勢は、想定内のいわゆる質問の答えでございまして、当然、今の時期から出る、出ないとかということは言われたいと思っておりました。しかしながら、私も議員にならせていただきましてちょうど12年、町長さんも同じところでございます。いわば、宇治田原町の町政の一つの同期の桜という立場ですね。町長と議員という立場はありますけれども、宇治田原町の一万住民の安全のために一生懸命やってきたつもりでございまして、町長さんも全力で頑張っておられとるわけです。

その3期12年間を振り返りますと、私なりに町長さんの実績と申しますか、また褒めたたえているわけではございませんけれども、例えば産業の面におきましては、私は今、日本緑茶宇治田原、集団茶園、宗円の郷をさせていただいておりますけれども、ああいう大きな集団茶園をつくっていただいたのも町長の力、このように感謝を申し上げる。

また、この南側には新市街区域もできましたし、そして道路も、山手線が半分ですけれども通っています。また、私の住んでいる南のほうでは、一応は南バイパスも開通をいたしました。また現在、奥山田のほうでも道路づくりが新しい奥山田バイパスといえますか、そういう形で進んでるわけです。先ほども、原田議員の質問にありましたように、ワークれつつ、福祉の明りをとすということで、町長はそれを掲げて頑張っておられまして、ワークれつつ、福祉障がい者施設も新しくなったですね。

また、環境の問題でも、町長は就任されて以来、大津市でごみの焼却場の問題が出ました。そして、直ちに当時の議長さんとともどもに反対をされてまいりました。また、エコパートナーシップ、環境保全計画、このことにつきましてもやはり環境問題は大きく前進をしてきたと、宇治田原町はそう言える町になってきたんじゃないかと思えます。

また、教育の問題につきましては、維孝館中学校を新しく改築もされましたし、また小学校、中学校には太陽光の発電も推し進められました。私なりに、この12年間かかわってきたことを今ちょっと述べただけなんですけれども、一生懸命頑張っておられた実績だと思うんですね。

しかしながら、この施政方針演説の中で町長は、住んでよかったなというまちづくりを4回か5回書いておられます。また、自主自立の財政のまちづくり、これも4回か5回出てくるんですね。これはどういうことやということを私は感じました。まだまだ

住んでよかったなど言えるまちづくりに達していないんじゃないか。ましてや、自主自立のできる財源が確保できて、安心・安全なまちであるということを胸を張って言える本当の現状なのか。僕はそうじゃないと思うんですね。3期、一生懸命、先ほどいろんなことを言いましたけれども、まだまだいわばこんな言い方は悪いけれども、中途半端な実態じゃないかと、私はこう感じております。

例えば、307号線の渋滞もまだまだ続いております。先ほど言いました山手線も一部でございます。新市街地区域もできました。工業用地も確保できましたけども、企業はまだ入っておりません。こういうことを考えますと、やはりそこに関連してくる今後のまちづくりは、必ず新名神高速道路、これの早期実現にかかわってくる。宇治田原町の未来はもうこれしかない、このように思います。また、感じております。町長さんも、私どもともどもに、この中でも行かれましたけども、東京へ行かれて、そしてこの高速道路の実現の集会にも参加もしました。私は町長さんと当時の冬柴国土交通大臣、石井京田辺市長も加えて直訴に行きました。ようやく、いわば民主党も政権を持たれて、人からコンクリートへが、コンクリートから人へとちょっと変わってきました。先ほども一般質問しましたように、ちょっと前へ転びかけているかなと、何とか道筋がつきかけてきたんじゃないかというときに、例えばこの3期で、いわば放り投げるといふ言い方は、やり方は、私は住民の目から見れば納得できないんじゃないかと思えます。

といいますのは、今こそもう一遍踏ん張って、いわば今の前田国土交通大臣に関連する議員も連れて行って直訴する、やっぱりこういう機会、それをしなきゃ例えば新市街地にも1件でも、1つの業者でも企業を持ってくる、それしか財源も、それから雇用も生まれてこないです。人口は、やはりちょっとですけれども減ってきています。1万人から切ってきました、9,900人と。やはり、現実はそのような方向へ向かっているわけです。

ここで、やはり町長は本来の持っている行政力といいますか、この手腕を発揮して、それこそ山田知事を揺り動かすようなつもりで、今は向こうへ行くべきやと思うんです。この気合が薄くなってくれば、これは3期でやめやと、こうなってしまうんじゃないかと私は思います。3期でやめられれば、後の後継者がどんなになるか、それから次のだれが出はるのか、この中から出られる方もおられるかもしれませんが、いずれにしても大きな問題となっています。

私たちも、いわば私自身も、任期の間にはあと2回しか質問もできません。恐らく私、町長の任期については、今まで何回もやってきました。そのたびにエールを送ってきた

わけです。そういう意味から見ても、やっぱりここでもう一度、腹をくくって出直していただいて、それはよりよい返事を、答弁をいただこうとは思っていませんけれども、最低限、みずからの町はみずからの手で財源を確保すると、こう施政方針で言うておられる限り、住んでよかったなと言える町を、4回も5回も言うておる限り、どうか公約をもう一遍きちっと見直して、3期目は3期目として一つの切り目をつけていただいてぜひとも4期目に向かって行っていただきたいと、こういうのが私の思いでございますので、新名神のことも踏まえて、ひとつ御答弁を願えたら幸いかと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西谷信夫） 町長。

○町長（奥田光治） それでは、2回目の御質問にお答えをいたします。

ただいま3期目の実績ということで、幾つかのこれまでの取り組みにつきまして大変高く評価をしていただきましたことにつきまして、まずもってお礼を申し上げたいと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、これらすべては私が一人でできるものではございません。皆さん方、多くの方々の御理解とお力添えがあったればこそというふうに、改めまして感謝を申し上げたいというふうに思います。

ことしの施政方針で基本的な考え方を述べさせていただいておりますけれども、やはり何と言っても、宇治田原に生まれ、宇治田原で学び、宇治田原で働き、宇治田原で暮らす、こういった1万住民がすべてそういう人生のライフステージの段階におきまして住んでよかったなと言えるまちづくりが、やはり宇治田原の自治の原点ではないかというふうに思います。

そういったことをこれからも厳しい中で進めていく中で、やはりそのためには財源も必要ですけれども、住民の意識といいますかそういう思い、これが宇治田原の歴史と伝統に培われた地域力であるわけでございますので、この力とそういう財源がかみ合わさって初めて、住んでよかったなというまちづくりにつながっていくというふうに思います。そういったことで、3期目の最後の年になりますけれども、もう一度、そういう所信のときに述べましたそういう私の基本姿勢を立ち返って24年度をスタートしていきたいということで、施政方針に思いを書かせていただいたわけでございます。

そして、いろいろと中途半端なというような表現もございましたですけれども、なかなか課題が、一つ解決すればまた課題が生まれるということで、継続する行政の中では毎年のように新たな課題に直面をしていくというような中でございます。幾つか挙げていただいた道路の整備とか、将来に種をまく施策、こういったこともしっかりとやって

いかなきゃならないというふうに思います。

それとあわせて新名神高速道路につきましては、この間、何年も東京なり、または大阪、数え切れないほど要望・陳情活動を沿線の都道府県、そして沿線の自治体とともに繰り返してまいりました。ここへ来まして、ようやく特に昨年の3・11以降、国幹道のミッシングリンク、これを解消するということが大きく後押しをしたわけでございますけれども、抜本の見直しの理由づけされておりました第二京阪の供用開始がされてからの交通の流れを見る、こういったことにつきましてもデータが出ておりますので、必要性が認められているところでございます。

8日の日も山田知事を先頭に要望行動をされまして、私も行きたい思いはあったわけですが、議会の開会日ということで、知事らにお任せをするというようなことになったわけでございますけれども、その内容も聞いていますと、今申し上げましたような必要性については認めていただいているということでございまして、いろんな国の施策の中では政局絡みになる場合もございますので、我々は高度な政策判断というのは推しはかることはできませんけれども、私は何としても、やはり宇治田原の将来というのは宇治田原インターを使った新たなまちおこしをしていく、そして産業もそのことによつて誘導していく、そういうことにつながっていくというふうに思っておりますので、大げさに言えば、宇治田原の未来は新名神の建設にかかっているのではないかなというふうに思っております。

そういったことで、任期1年を切りましたですけれども、この3期の任期中に凍結された抜本区間、これを何としてでも解凍させていきたい。そのために、全力を尽くしていきたいというふうに思っています。そして、解凍させて次のステップを生み出していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、現在、今議会におきまして平成24年度の予算を提案させていただき、また具体的な一つ一つの施策を提案させていただき、審議をいただいている真ただ中でございますので、そういう中でさらにその先のことを私に今答えるというのは少し早計ではないかなというふうに思っていますし、これ以上答えることは差し控えさせていただくのが行政の常識人ではないかなというふうに思っているところでございます。そういったことから、今直面していますのは24年度予算の成立でございますので、これを最優先の私の課題として取り組みをさせていただきたいというふうに思っています。

それとあわせて、施政方針でも申し上げておりますけれども、12年という歳月に流

されることなく、いま一度、初心に立ち返って3期目をしっかりとやり抜く、そのことに全力を挙げてまいりたいというふうに考えておりますので、その上でしかるべき時期がまいりましたら判断、決断をさせていただきたいと、このように考えております。

大変力強い、次期選挙への出馬、エールのような形で御質問いただきましたことに感謝を申し上げまして、答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（西谷信夫） 森田君。

○8番（森田木一） 今、町長が新名神のめどをつけたいと、この任期中にという話がございました。ぜひともつくっていただきたい。

町長というか、首長さんの任期については、3選がめどとか、多選はどうやとかいう話がございますけれども、私は隣の井手町、京都府町村会長の汐見さん、また久保田市長さんも頑張っておられます。決して3期でどうのこうのという問題ではなしに、頑張っている首長さんには、やはり町民、市民は必ず信頼をつくると、私はそう思っております。奥田町長さんも、今は返事ができないでしょうけれども、できるだけ早い時期にきちっとした表明をしていただくことを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（西谷信夫） これで森田木一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時より再開いたします。

休 憩 午後 2時46分

再 開 午後 3時00分

○議長（西谷信夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番、上林昌三君の一般質問を許します。上林君。

○5番（上林昌三） 本日、質問者の最後に、5番、上林昌三が通告に従ひまして1点、本町における児童虐待についての現状はどうなのかということでお尋ねをいたしたいと思っております。

近年、親の虐待によって子供の命が奪われる悲しい事件が後を絶ちません。子供の虐待は、深刻な問題として社会的な関心も高まり、平成12年5月には児童虐待の防止等に関する法律が成立し、同年11月から施行されていますが、児童虐待を考えると、必ずしつけと虐待の境目について、どこまでがしつけでどこからが虐待なのか、またどこまでがよくてどこからが悪いのか、はっきりした基準は難しいとされています。児童虐待への対応として、子供を虐待する親から保護すると同時に、どう家族を支援していくかが課題として広く認識されるようになったことは、児童虐待が状況次第でどんな家庭

でも起こり得る問題として受けとめられるようになったことを意味しています。

そこで、宇治田原町での現状についてお尋ねします。もし本町で、これは虐待ではという発見や通報があった場合、どういうふうな対応をするのか、そういうことを含めまして、次の5点についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず1つ目は、現状の把握。2つ目に、発生の予防。3つ目に、通告、相談への対応。4つ目、調査及び保護者、子供へのアプローチ。5つ目、それによる援助ということについてお答えをいただきたいと思います。

第1回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口眞有美） 本町における児童虐待については、深刻なケースは発生しておらず、現在は保護者の養育を継続的に見守っている現状です。児童虐待につきましても、要保護児童の早期発見と適切な保護を行うために、平成19年9月に、児童相談所や警察等の各種行政機関に医師会や民生児童委員などを含めて構成する宇治田原町要保護児童対策地域協議会を設置いたしました。

協議会では、活動方針などを協議する代表者会議、要保護ケースにおける実態把握に努めるための実務者会議、また個別の案件ケースに対し状況把握を行うための個別ケース検討会議を随時開催し、早期発見や早期予防についていち早く対応できるよう取り組みの強化を図っておりますが、まずは虐待の兆候を見逃さないことが大事であります。そのために、保育所や学校での身体測定や給食時間での児童の変化を見逃すことのないように、また保健師による乳幼児家庭の全戸訪問や定期健診時などで、母親の育児不安から起こる虐待を未然に防止するための支援についても深刻な事態に陥ることのないよう、関係各課で情報の共有を行っております。

また、虐待ではないかという通報があれば、保育所や教育関係、保健師などと連携を図る一方で、地域の民生児童委員の現況確認も得ながら、緊急性が生じたケースについては、児童相談所に援助依頼や送致できるような体制も整えております。また、本年4月から京都府が児童虐待の未然防止や早期発見のため、妊娠から出産期におけるハイリスク者に係る情報を、医療機関から市町村の母子保健部門や要保護児童対策協議会に提供されることにより、地域での支援につなげていくための取り組みが実施されるところであります。

昨今、保護者の養育力の低下や長引く景気の低迷、不安定な雇用情勢が児童の取り巻く家庭環境にも大きく影響を及ぼし、全国的にも虐待のリスクが年々高まってきており

ます。今後も引き続き、関係機関と連携を密にしながら、児童虐待の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 上林君。

○5番（上林昌三） 2回目の質問というよりか、要望として今からさっと言わせていただきたいと思います。

幸いにして、ただいま御答弁いただきましたように、今日、本町内においては、そのような事例がないとのお話でございますが、ついこの前、お隣の宇治市において虐待の事件が起きたことで新聞・テレビで報道されていましたが、対岸の火事と楽観せず、行政におかれましては、将来を担う子は宝との思いで、虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取り組みを行っていただきたいとお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西谷信夫） これで上林昌三君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎議案第32号～議案第38号の一括上程、説明

○議長（西谷信夫） 日程第2から日程第8、議案第32号から議案第38号までの7議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（奥田光治） それでは、御説明申し上げます。

まず、議案第32号、平成23年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）につきましては、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもので、補正額は8,221万2,000円を減額し、補正後の予算総額を37億2,602万3,000円とするものです。

まず、第1表 歳入歳出予算補正の歳入につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

地方特例交付金では、359万1,000円を減額しています。

地方交付税では、普通交付税463万2,000円を減額しています。

分担金及び負担金では、現年度保育料66万9,000円の減額など、合計で187万1,000円を減額しています。

国庫支出金では、子育て支援交付金949万6,000円などを追加するとともに、

子ども手当負担金 2, 894万8, 000円、次世代育成支援対策交付金 524万2, 000円などを減額し、合計で2, 705万2, 000円を減額しています。

府支出金では、障がい者自立支援特別対策事業費補助金 233万3, 000円などを追加するとともに、優良茶園振興事業補助金 171万1, 000円、茶園環境改善事業補助金 475万1, 000円、野生鳥獣被害総合対策事業補助金 483万5, 000円を減額するなど、合計で781万2, 000円を減額しています。

繰入金では、地域づくり振興基金繰入金 725万円などを減額し、合計で1, 475万円を減額しています。

町債では、道路橋りょう改良舗装事業債 230万円、臨時財政対策債 1, 310万円などを減額し、合計で1, 970万円を減額しています。

次に、歳出につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

議会費では、議員研修費の減額など、13万7, 000円を減額しています。

総務費では、町制施行55周年記念式典開催事業費 118万円、役場庁舎耐震等対策事業費 500万円、町農業委員会委員一般選挙執行費 183万7, 000円の減額など、合計で724万3, 000円を減額しています。

民生費では、障がい者自立支援給付等事業費 250万9, 000円などを追加するとともに、地域福祉計画策定事業費 167万9, 000円、後期高齢者医療特別会計繰出金 150万8, 000円、子ども手当支給事業費 3, 185万1, 000円などを減額し、合計で2, 603万円を減額しています。

衛生費では、子どもたちを守る新ワクチン接種事業費 177万5, 000円などを追加するとともに、奥山田地区簡易水道事業特別会計繰出金 288万3, 000円、城南衛生管理組合負担金（ごみ） 347万円などを減額し、合計で694万円を減額しています。

労働費では、町内雇用促進事業費 140万円など、合計で191万9, 000円を減額しています。

農林水産業費では、優良茶園振興事業補助金 256万7, 000円、高級茶生産振興事業費 600万円、有害鳥獣対策事業費 525万円など、合計で1, 829万1, 000円を減額しています。

商工費では、企業立地促進助成金 90万円、中小企業経営支援事業費 447万6, 000円など、合計で572万6, 000円を減額しています。

土木費では、集落内生活道路改良事業費 144万9, 000円など、合計で149万

9,000円を減額しています。

消防費では、消防事務委託費488万5,000円、団員報酬等及び支部活動補助金302万3,000円など、合計で888万4,000円を減額しています。

教育費では、部活動等大会出場助成事業費62万3,000円など、合計で80万9,000円を減額しています。

災害復旧費では、林業施設災害復旧費343万5,000円、公共土木施設災害復旧費125万4,000円などを減額し、合計で473万4,000円を減額しています。

次に、第2表 繰越明許費につきましては、主要町道新設改良事業費は、工事計画の調整に不測の期間を要したことから、本年度内の工事着手及び用地買収の完了が困難となっていることから、所要額を翌年度へ繰り越すものです。

次に、第3表 地方債補正につきましては、道路橋りょう改良舗装事業債、臨時財政対策債などについて、起債対象額が減額したため、既定の限度額を減額するものです。

続きまして、議案第33号、平成23年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましては、前年度分の療養給付費等負担金の確定に伴い国庫返納の必要が生じたことから返還金に係る所要額を増額するほか、補助金並びに拠出金等の確定による予算額の精査もあわせて行った結果、507万2,000円を追加し、補正後の予算総額を11億6,749万5,000円とするものです。

歳入では、療養給付費等交付金1,298万3,000円、共同事業交付金959万円、繰入金4万円、諸収入2万円を追加するとともに、国庫支出金1,711万8,000円、府支出金44万3,000円を減額し、歳出では、総務費11万4,000円、実績報告に伴う国庫等返納金として諸支出金1,256万9,000円を追加するとともに、共同事業拠出金423万7,000円、保健事業費243万9,000円、公債費93万5,000円を減額しています。

続きまして、議案第34号、平成23年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険料収入等の決算見込みに伴い補正を行うもので、補正額は303万1,000円を減額し、補正後の予算総額を7,753万5,000円とするものです。

歳入では、繰越金を97万7,000円追加するとともに、保険料を236万9,000円、繰入金150万8,000円などを減額し、歳出では、広域連合納付金283万3,000円などを減額しています。

続きまして、議案第35号、平成23年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第

3号) につきましては、保険給付費の決算見込みなどに伴い補正を行うものです。

まず、保険事業勘定では、補正額は4,090万円を追加し、補正後の予算総額を6億8,177万9,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金348万6,000円、支払基金交付金1,312万4,000円、府支出金812万7,000円、繰入金1,226万5,000円などを追加しています。

歳出では、保険給付費4,018万6,000円などを追加するとともに、地域支援事業費75万4,000円を減額しています。

次に、介護サービス事業勘定では、事業費の決算見込みに伴い、補正額は38万円の追加となり、補正後の予算総額を288万円とするものです。

続きまして、議案第36号、平成23年度宇治田原町奥山田簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、事業費の確定などに伴い補正を行うもので、補正額は273万7,000円を減額し、補正後の予算総額を4,095万3,000円とするものです。

まず、第1表 歳入歳出予算補正については、歳入では、繰越金84万1,000円を追加し、分担金及び負担金31万円、使用料及び手数料18万5,000円、一般会計繰入金288万3,000円、町債20万円を減額するとともに、歳出では、維持管理費23万1,000円、統合事業費111万7,000円、配水管移設事業費138万9,000円を減額しています。

次に、第2表 地方債補正については、事業費について、起債対象額が減額したため、起債の限度額を減額するものです。

ただいまの36号議案で、補正後の予算総額を訂正させていただきます。4,950万3,000円とするものです。

続きまして、議案第37号、平成23年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、事業費の確定などに伴い補正を行うもので、補正額は1億8,603万2,000円を減額し、補正後の予算総額を4億2,161万円とするものです。

まず、第1表 歳入歳出予算補正については、歳入では、国庫支出金8,551万円、諸収入239万2,000円、町債9,780万円などを減額し、歳出では、総務費105万8,000円、公共下水道事業費1億8,209万2,000円、公債費288万2,000円を減額しています。

次に、第2表 繰越明許費については、公共下水道管渠整備に係る事業費を翌年度に繰り越すものです。

次に、第2表 債務負担行為補正については、事業計画の見直しにより、処理場、中継ポンプ場の整備に係る公共下水道整備事業費4億8,000万円の債務負担行為を廃止するものです。失礼いたしました。「第3表、債務負担行為補正」を、「第2表」と言い間違いました。訂正させていただきます。

次に、第4表 地方債補正については、公共下水道事業費について、起債対象額が減額したため、起債の限度額を減額するものです。

続きまして、議案第38号、平成23年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、決算見込みに伴い補正するものです。

まず、収益的収入及び支出については、水道事業収益で56万3,000円を減額し、補正後の予算総額を2億651万7,000円に、水道事業費用で299万8,000円を減額し、補正後の予算総額を1億9,031万1,000円とするものです。

水道事業収益では、営業収益で給水収益117万円を減額などし、営業外収益で雑収益29万9,000円などを追加しています。

水道事業費用の営業費用では、原水及び浄水費135万3,000円、配水及び給水費82万3,000円、総係費18万円をそれぞれ減額しています。また、営業外費用では、消費税64万2,000円を減額しています。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入で676万2,000円を減額し、補正後の予算総額を4,213万4,000円に、資本的支出で504万3,000円を減額し、補正後の予算総額を1億4,411万4,000円とするものです。

資本的収入では、分担金248万円などを追加するとともに、負担金941万3,000円などを減額しています。

資本的支出では、建設改良費、配水設備改良費534万3,000円を減額などし、基金積立金で水道建設基金17万3,000円を追加などしています。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西谷信夫） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となりました7議案につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第38号までの7議案の質疑は、次回とすることに決しました。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は3月16日午前10時から会議を開きますので、御参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、本日説明にとどめました議案につきましては、それぞれの関係常任委員会において十分な審査、調査の行われるよう希望いたします。

本日は長時間、大変御苦労さまでございました。

散 会 午後 3時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 西 谷 信 夫

署 名 議 員 原 田 周 一

署 名 議 員 森 山 高 広